

海老名市緑の基本計画

— みどりに恵まれた快適環境都市えびな —



令和2年3月

海老名市

はじめに

海老名市は、鉄道3路線が乗り入れる鉄道網の利便性に加え、圏央道海老名インターチェンジの開設による自動車交通の利便性により都市的な機能の集積が進む一方、首都圏にありながら美しい田園風景や丹沢大山・富士山の眺望など、さまざまな恵みをもたらす豊かな自然が多く残されています。

このかけがえのない財産をよりよい形で次の世代に残すため、本市では平成8年に「海老名市緑の基本計画」を策定して以来、緑に関する施策を展開してまいりました。



しかし、近年の海老名駅周辺の開発をはじめとする都市化の進展や少子高齢化・人口減少社会の到来など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、次代に合った計画の策定が求められておりました。さらに、都市緑地法の改正及び都市マスタープランなど関連計画との整合を図る必要性もあることから、このたび「海老名市緑の基本計画」を改定いたしました。

今回の改定にあたっては、これまでの緑地などの整備に加え、既存の公園の利活用や保全などについても計画に盛り込んでいます。

今後は、本計画に基づく様々な施策に取り組んでいくことにより、本市の豊かな自然環境を守り、育ててまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、様々な機会を通じて貴重なご意見等をいただきました市民の皆さまをはじめ、海老名市環境審議会委員並びに多くの関係者の皆さまに心からお礼申し上げますとともに、今後も計画の実現に向けて、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

海老名市長

内 野 優

目 次

序章 計画の改定の背景	1
1 緑の基本計画とは	1
2 改定の背景	1
3 計画の位置づけと目標年次	1
第1章 緑の現況と課題	3
1 緑の役割	3
2 緑地の定義	4
3 緑の現況	5
4 計画の達成状況	9
5 緑の課題	11
第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標	14
1 基本理念と緑の将来像	14
2 基本方針	15
3 計画のフレーム	16
4 計画の目標水準	16
第3章 緑地の配置計画	19
1 環境に係る緑地の配置計画	19
2 防災に関する緑地の配置計画	21
3 レクリエーションに関する緑地の配置計画	23
4 景観に関する緑地の配置計画	24
第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策	25
1 みどりを創る（緑の創出）	26
2 みどりを守る（緑・水辺の保全）	37
3 みどりを育てる（緑の普及・啓発）	39
資料編	巻末

※表紙：緑化ポスターコンクール・花とみどりの写真コンクール入選作品

序章 計画の改定の背景

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画です。

2 改定の背景

本市は、平成8年度に「海老名市緑の基本計画」を策定し、平成20年度に改定を実施してからさまざまな緑に関する施策を展開してきましたが、改定から11年が経過し、この間、緑地の減少、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化や都市施設等の維持コストの増大など、社会情勢は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、平成29年6月の都市緑地法等の一部改正や緑の基本計画の上位計画や関連する計画との整合を図る必要があることから、新たに「海老名市緑の基本計画」を改定するものです。

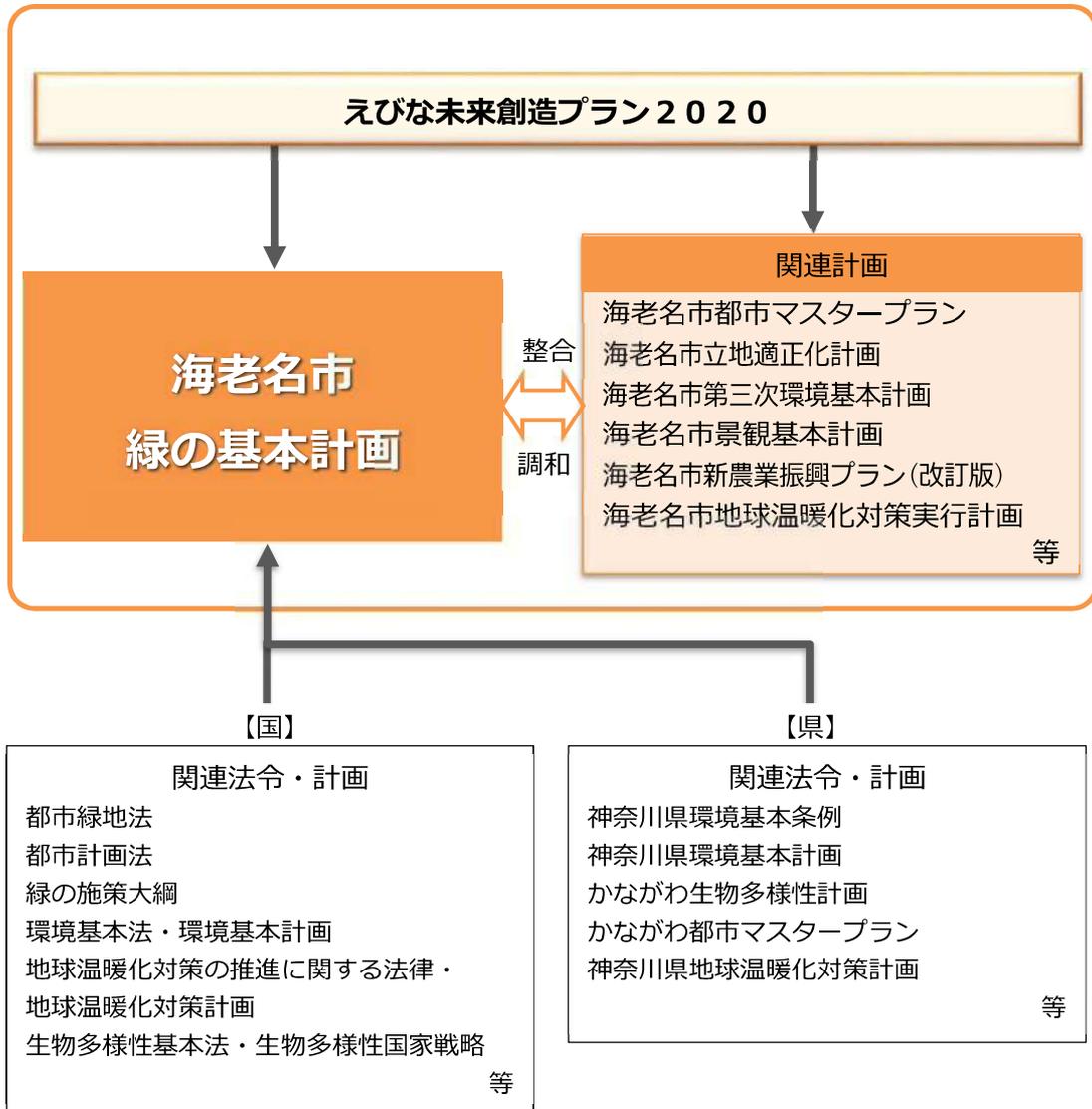
3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、総合計画「えびな未来創造プラン2020」（計画年度：令和2（2020）年～令和11（2029）年）を上位とする緑に関する総合的な基本計画に位置づけます。

また連携すべき計画として、「海老名市都市マスタープラン」や「海老名市第三次環境基本計画」などの各種計画や、国や県の関連法令や計画などがあります。

【海老名市】



(2) 計画の目標年次

本計画の計画期間は、長期的な視点に立って、本市が目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、令和2年度から令和21年度までの20か年とします。

なお、海老名市都市マスタープラン等上位計画との整合を図るため、中間目標年次を令和11年度とします。

また、中間目標年次に目標達成状況の評価等を行うとともに、社会情勢の変化などに適切に対応するため計画の見直しを実施します。

第1章 緑の現況と課題

1 緑の役割

都市における公園・緑地、水辺、農地などは、都市環境の保全、レクリエーション、防災、都市景観の形成など様々な機能を有しています。

また、緑は野生生物の生息・生育環境や生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保するうえで重要な役割を果たしています。

(1) 都市環境を保全する機能

まとまった緑や河川等の水辺は、大気浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。

また、市街地周辺の樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・防風など多くの機能があります。

(2) 防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(3) レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、緑道等はウォーキング・散策など健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(4) 都市景観を形成する機能

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地の生垣、駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大樹などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています。

2 緑地の定義

緑の基本計画で対象とする緑地を以下に示します。

緑地の区分		緑地の内容		
緑地	施設緑地	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法で規定するもの 	
		都市公園以外	公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園を除く公共空地(その他公園) 国民公園 自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設(国公立) 河川緑地 港湾緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド こどもの国
			公共公益施設における植栽地等	<ul style="list-style-type: none"> 学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹) その他の公共公益施設における植栽地
	民間施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> 市民緑地 公開緑地 民間団体等が設置している市民農園 一時開放広場 公開している教育施設(私立) 市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド 寺社境内地 民間の屋上緑化空間等 民間の動植物園 		
地域制緑地等	法による地域	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 風致地区(都市計画法) 生産緑地地区(生産緑地法) 近郊緑地保全区域(近畿圏整備法) 近郊緑地特別保全地区(近畿圏整備法) 歴史的風土保存区域(古都保存法) 歴史的風土特別保存地区(古都保存法) 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 自然公園(自然公園法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 保存樹・保存樹木(樹木保存法) 景観重要樹木(景観法) 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法) 		
		<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定(都市緑地法) 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 		
	条例等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約(保護樹木・保護樹林) 協定による工場植栽地 		

3 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

① 都市公園の現況

本市の都市公園としては、平成30年4月時点で75*箇所、面積は61.43haが整備されています。

区域別では、市街化区域が68箇所、面積は48.12haで全体の78.3%となっています。市街化調整区域は8箇所、面積は13.31haで21.7%です。

* 相模三川公園が市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから75箇所となります。

② 都市公園以外の施設緑地の現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地は、平成30年4月時点で160*箇所、面積は61.91haが整備されています。

区域別では、市街化区域が115箇所、面積は26.67haと全体の43.1%となっています。

市街化調整区域は46箇所、面積は35.24haで56.9%です。

一方、民間施設緑地は54箇所、面積は19.41haであり、区域別では、市街化区域が43箇所、面積は16.11haと全体の83%となっています。市街化調整区域は11箇所、面積は3.3haで17%です。

* 自転車歩行者専用道路が市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから160箇所となります。

(2) 地域制緑地の現況

① 法によるもの

地域制緑地のうち、法によるものには、生産緑地地区、農用地区域、河川区域、史跡があり、平成30年4月時点で330.46haが指定されています。

区域別では、市街化区域が32.12haと全体の9.7%となっています。市街化調整区域は298.34haで全体の90.3%となっています。

② 条例等によるもの

地域制緑地のうち、条例等によるものには、みどりの協定、緑化協定、自然緑地保全区域があり、平成30年4月時点で27.51haが指定されています。

区域別では、市街化区域が16.07haと全体の58.4%となっています。市街化調整区域は11.44haで全体の41.6%となっています。

緑地の現況量

(平成30年4月1日現在)

区域		市街化区域		市街化調整区域		計			
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
施設緑地	都市公園	街区公園	46	11.73	3	0.3	49	12.03	
		近隣公園	4	7.63	1	2.29	5	9.92	
		運動公園	1	17.47			1	17.47	
		特殊公園	4	2.11			4	2.11	
		都市緑地*1	9	8.4	3	10.3	11	18.7	
		緑道	2	0.54	1	0.42	3	0.96	
		広場公園	2	0.24			2	0.24	
		小計	68	48.12	8	13.31	75	61.43	
	公共施設緑地	児童遊園	88	4.06	6	0.63	94	4.69	
		環境施設帯	1	1.4	1	3.6	2	5	
		運動場等	2	0.63	1	4.62	3	5.25	
		市民農園	3	0.2	20	2.41	23	2.61	
		自転車歩行者専用道路*2	2	1.81	1	0.36	2	2.17	
		教育施設	9	16.4	13	23.15	22	39.55	
		公共空地	6	0.26	3	0.38	9	0.64	
		調整池	4	1.91	1	0.09	5	2	
	小計	115	26.67	46	35.24	160	61.91		
	民間施設	公開空地	2	0.61			2	0.61	
		民間運動施設	1	2.4			1	2.4	
		境内地	37	11.37	11	3.3	48	14.67	
		民間調整池	3	2.48			3	2.48	
		小計	43	16.86	11	3.3	54	20.16	
	施設緑地計		226	91.65	65	51.85	289	143.5	
	地域制緑地	法による	生産緑地地区	198	25.5			198	25.5
			農用地				89.6	0	89.6
			河川区域*3	2	2.5	5	208.74	5	211.24
			史跡	3	4.12			3	4.12
小計			203	32.12	5	298.34	206	330.46	
よ条るも等のに		みどりの協定	4	2.4	3	1.81	7	4.21	
		緑化協定	48	6.37	6	1.33	54	7.7	
		自然緑地保全区域	44	7.3	45	8.3	89	15.6	
		小計	96	16.07	54	11.44	150	27.51	
		地域制緑地の重複部分						0	
地域制緑地計		299	48.19	59	309.78	356	357.97		
施設緑地と地域制緑地の重複部分				4	8.73	4	8.73		
緑地現況量計		525	139.84	124	352.90	641	492.74		

*1 相模三川公園が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は11となる。

*2 自転車歩行者専用道路が、市街化区域及び市街化調整区域に跨って整備されていることから箇所数は2となる。

*3 河川について、市街化区域及び市街化調整区域に2河川が跨って流れていることから箇所数は5となる。

(3) 緑被地の現況

都市計画区域の緑被地の面積は1,040.0ha、緑被率は39.1%となっています。市域のおよそ半分は道路や建築物などの人工物となっていますが、市街地や住宅地において敷地の積極的な緑化が行われています。都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く20.0%、次いで樹林地等が12.0%、草地在が7.0%の順に多くなっています。

市街化区域は都市公園などを含む樹林地等の割合が最も高いのに対し、市街化調整区域は農地の割合が最も高くなっています。

区域別緑被状況（平成30年4月1日）

		樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
市街化区域	面積(ha)	186.3	62.7	60.5	309.5	1,440	21.5
	区域に対する割合(%)	12.9	4.4	4.2			
市街化調整区域	面積(ha)	134.1	124.5	472.0	730.6	1,219	59.9
	区域に対する割合(%)	11.0	10.2	38.7			
都市計画区域	面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659	39.1
	区域に対する割合(%)	12.0	7.0	20.0			

※樹林地等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農地 = 水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

(4) 緑の現況

都市計画区域の緑の面積は1,120.2ha、みどり率は42.1%となっています。都市計画区域の緑に対する構成をみると、草地・農地が最も多く64.2%、次いで民有地の植栽地が13.5%、樹林地が9.2%の順に多くなっています。

市街化区域の緑の構成は、草地・農地と民有地の植栽地がほぼ同程度の割合となっているのに対し、市街化調整区域のみどりの構成は草地・農地の割合が約8割と高くなっています。

区域別みどりの現況（平成30年4月1日）

		樹林地	草地・ 農地	都市 公園	公共公益 施設の 植栽地	民有地 の植栽地	水面・ 水辺	みどり 合計	区域面積 (ha)	みどり率 (%)
市街化 区域	面積(ha)	33.2	123.2	58.1	11.5	110.9	5.1	342.0	1,440	23.8
	みどりに対 する割合(%)	9.7	36.0	17.0	3.4	32.4	1.5			
市街化 調整区域	面積(ha)	69.4	596.5	3.3	15.9	40.5	52.6	778.2	1,219	63.8
	みどりに対 する割合(%)	8.9	76.7	0.4	2.0	5.2	6.8			
都市計画 区域	面積(ha)	102.6	719.6	61.4	27.5	151.4	57.7	1,120.2	2,659	42.1
	みどりに対 する割合(%)	9.2	64.2	5.5	2.5	13.5	5.2			

※樹林地 = 樹林・竹林地、街路樹

※草地・農地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地、水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄地

※都市公園 = 都市公園の整備面積

※公共公益施設の植栽地 = 市役所、教育機関など公共公益施設の植栽地

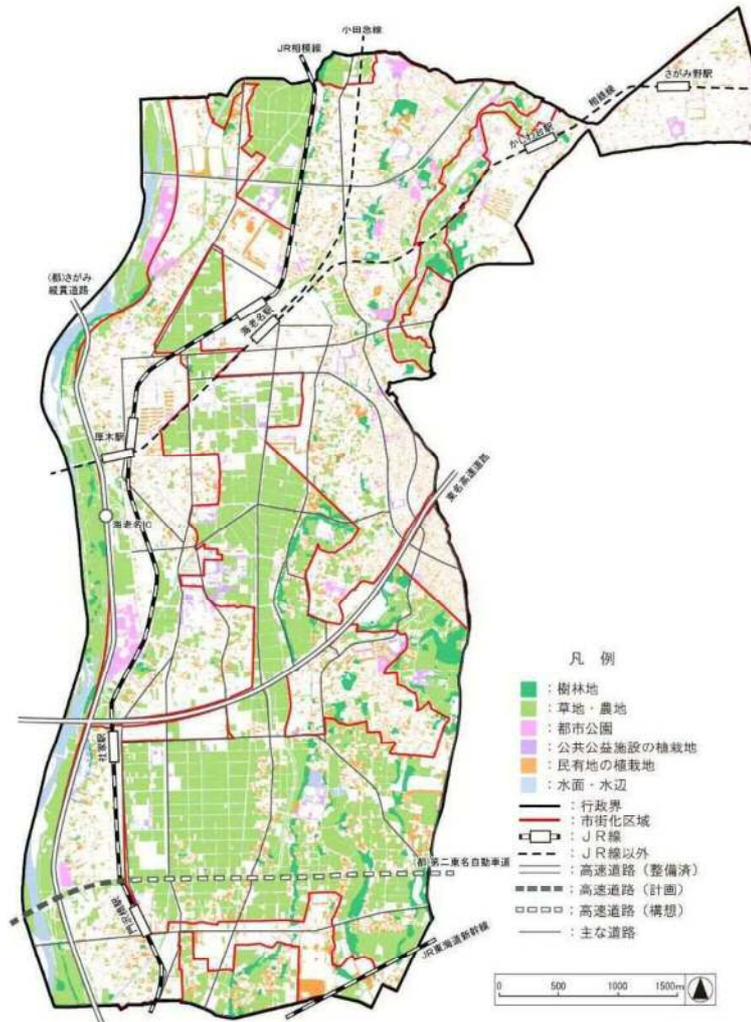
※民有地の植栽地 = 住宅や事業所・工場など民有地の植栽地

※水面・水辺 = プールを除く河川や湖沼の水面部

緑被率及びみどり率の定義

緑被率	樹林地が占める割合	みどり率
	草地在占める割合	
	農地が占める割合	
	公園（都市公園）が占める割合 （公園内の緑で覆われている面積の割合）	
	公共公益施設の植栽地が占める割合	
	民有地の植栽地が占める割合	
公園（都市公園）が占める割合 （公園内の緑で覆われていない面積の割合）		
河川などの水面が占める割合		
その他（裸地、建物などの人工物）		

みどり分布現況図



4 計画の達成状況

(1) 計画フレームの実績

平成 29 年（目標年次）における都市計画区域は 2,659ha、市街化区域は 1,440ha となっており、いずれも計画策定時の目標値を上回っています。都市計画区域人口は、131,609 人となっており、基準年である平成 17 年度より増加していますが、目標値より若干少なくなっています。

また、市街地人口密度は、都市計画区域人口及び市街化区域人口とも目標値を下回ったことから低くなっています。

計画フレームの実績

年次	実績値 (H29)	計画(H20策定時)	
		基準値 (H17)	目標値 (H29)
都市計画区域(ha)	2,659	2,648	2,648
市街化区域(ha)	1,440	1,377	1,439
都市計画区域人口(人)	131,609 ^{※1}	124,000	135,000
市街化区域人口(人)	123,366 ^{※2}	118,000	129,000
市街地人口密度(人/ha)	85.7	85.7	89.6

※1：H29.10.1 海老名市町丁・字別年齢別人口 ※2：H27 国勢調査値

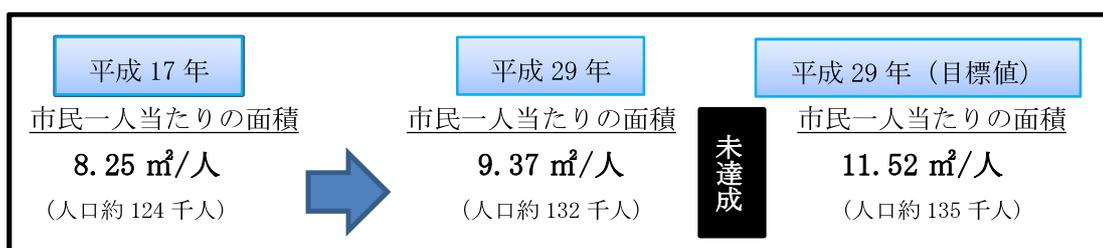
(2) 緑地の確保目標水準に対する確保状況

平成 20 年度に見直して設定した公園・緑地等の確保目標値に対する平成 29 年（目標年次）の確保状況は以下のとおりです。

① 都市公園等[※]の市民一人あたりの確保状況

基準年である平成 17 年度以降、新たに街区公園や近隣公園が整備されたことなどにより、増加していますが、目標値には到達していない状況となっています。

※都市公園、公共施設緑地（環境施設帯、運動場、市民農園、自転車歩行者専用道路、学校、児童遊園、公共空地、市が管理する調整池）の確保量



② 緑の基本計画で確保する緑地の総量※に対する確保状況

基準年である平成 17 年度より、施設緑地は増加しているものの目標値には到達しておらず、地域制緑地については、開発などの影響で基準年である平成 17 年度より減少しています。

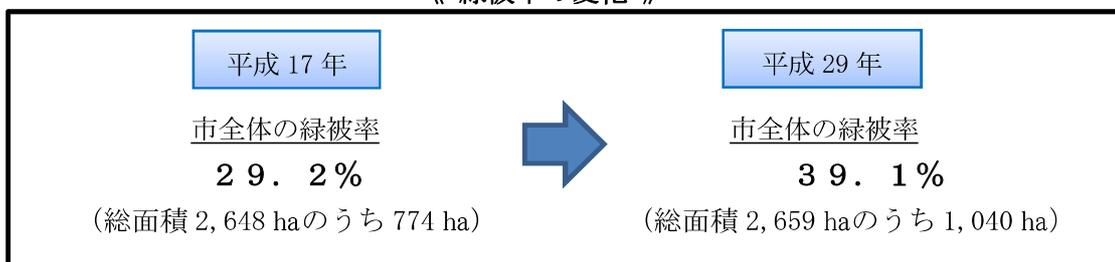
※緑地の総量＝施設緑地＋地域制緑地（－重複面積）



(3) 緑被率及び区域別緑被状況

緑被率とは、都市公園の植栽地、樹林地、草地、農地、公共施設の植栽地、民有地の植栽地等の面積が海老名市全体の面積に占める割合を示します。また、区域別緑被状況はそれら緑で覆われた区域の面積及び割合を示します。平成 29 年の海老名市区域別緑被割合の推移は以下のとおりです。

《 緑被率の変化 》



《 区域別緑被割合の推移 》

	樹林地等	草地	農地	緑被合計 (ha)	区域面積 (ha)	緑被率 (%)
H17年度						
面積(ha)	137.9	15.7	620.4	774.0	2,648.0	29.2
区域に対する割合 (%)	5.2	0.6	23.4			
H29年度						
面積(ha)	320.4	187.1	532.5	1,040.0	2,659.0	39.1
区域に対する割合 (%)	12.0	7.0	20.0			

※樹林地等 = 樹林・竹林地、街路樹、都市公園の植栽地、公共公益施設の植栽地、民有地の植栽地

※草地 = 河川敷、道路・線路脇の草地、芝生や草本類が生えているグラウンド・空き地

※農地 = 水田、畑地（果樹園を含む）、ハウス、家庭菜園、耕作放棄

※注 H17 は都市計画基礎調査の植生現況データを使用。H29 は航空写真から 10 m²以上の緑を抽出し算定。

5 緑の課題

(1) 市の緑に関する現状と課題の整理

《 現状と課題 》

緑の現状

- ・市内の緑被率のうち樹林地、草地、農地、民有地の植栽が約9割を占めている
- ・市内の緑被率のうち都市公園、公共公益施設の植栽地が約1割に留まっている
- ・市民一人当たりの都市公園の面積は県平均、全国平均を下回っている

公園の現状

- ・官民連携による既存公園の魅力向上などの活性化策を進める必要がある
- ・社会情勢の変化、市民ニーズを踏まえ、公園の再編や機能向上を図る必要がある
- ・老朽化した公園施設の適切なメンテナンスの必要がある

市民の考え

- ・海老名の公園や森林、農地について人々は良いと感じ、市の魅力に役立っている。
- ・約9割の人々が緑の環境づくりに対して市民・NPO等が分担・協力・主体となり、行うことが良いと考えている
- ・公園でのボール遊びなどより使いやすい地域に根付いた公園の整備



《 課題の整理 》

- ・官民連携による既存公園の魅力の向上
- ・公園の再編や機能向上
- ・地域の特性に応じた公園の魅力の向上
- ・公園施設の適切なメンテナンス（管理・保全）
- ・公園の個性を引き出す柔軟な利用
- ・市民との協働による緑の環境づくり
- ・公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全
- ・商業施設や居住空間の緑化推進



《 基本方針 》

- ・みどりを創る（緑の創出）
- ・みどりを守る
（緑・水辺の保全）
みどりの保全
水とみどりの調和
水とみどりのネットワーク
- ・みどりを育てる
（緑の普及・啓発）

みどりを創る（緑の創出）

- **官民連携による既存公園の魅力の向上**

民間参入が見込めるポテンシャルの高い都市公園において、民間活力を活用したりリニューアルなどによる魅力向上の必要がある。
- **公園の再編や機能向上**

広場が小さく利用が限られる小規模公園について、地域住民の声などによる集約や再編により、利用者のニーズに合った公園整備の必要がある。

また、子育て支援や高齢社会への対応等、幅広い課題に対応するために公園の機能転換や再編に取り組む必要がある。
- **地域の特性に応じた公園の魅力の向上**

地形や立地を考慮した各種イベントを積極的に誘致した賑わいの創出や、自然環境を活かした景観や生物多様性に配慮した公園の魅力向上の必要がある。
- **公園の適切なメンテナンス（管理・保全）**

老朽化した公園施設のメンテナンスを行い安全安心な公園の利用や植栽地等が景観や生物多様性など、求められる役割を發揮できるような維持管理の必要がある。
- **公園の個性を引き出す柔軟な利用**

画一的な公園の整備ではなく、地域の特性や公園の個性を引き出す工夫やボール遊びなど柔軟な利用に対応する必要がある。

みどりを守る（緑・水辺の保全）

- ・ 公共施設や民有地等の緑化の推進及び保全（みどりの保全）

公園、森林、田畑について多くの市民が高評価をする一方で、市民一人当たりの都市公園の面積などは県平均、全国平均を下回っている。地域の特性などに応じた樹林地等の保全へ取り組む必要がある。
- ・ 地形を活かして一体となった河川緑地等の保全（水とみどりの調和）

市内の湧水等をつなぐ水と緑の環境景観や水辺空間を保全することで自然とのふれあいの場の創出へ取り組む必要がある。
- ・ 河川、農地等の保全によるネットワーク化（水とみどりのネットワーク）

相模川や市内の河川及び丘陵地帯にまとまって分布する農地と緑地など、すでに存在する緑を骨格とした、効果的な水と緑の景観を保全する必要がある。

みどりを育てる（緑の普及・啓発）

- ・ 市民との協働による緑の環境づくり

多くの市民が良好な環境づくりのための費用負担や、市民・NPO法人などと行政との連携について行っても良いと考えていることから、行政がバックアップして市民と協働した緑化推進へ取り組む必要がある。

第2章 計画の基本方針と緑地・緑化の目標

1 基本理念と緑の将来像

平成30年4月現在の全市域の緑被率は39.1%です。そのうち、樹林地等の割合は12.0%と緑被に占める割合が低く、一方、農地が20.0%で田園風景を主体とした緑の現況となっています。

このような本市の緑の特徴を大切に、令和2年度から始まる新たな総合計画「えびな未来創造プラン2020」との整合を図りながら、本市の将来目標である「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指して、つぎのような緑の将来像をイメージし、本計画の基本理念とします。

みどりに恵まれた快適環境都市えびな

－地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくり－

緑の将来像では、住宅、公園、道路、河川、樹木、樹林地等の身近な緑を保全あるいは創造していくため市民一人ひとりの緑に対する意識の高揚、緑の保全・創造に係る実践活動、これらの活動に対する行政の支援等を組み合わせることによって、地球環境に配慮した「みどりに恵まれた快適環境都市えびな」を目指す計画とします。



緑の多い公共施設（杉久保小学校）

2 基本方針

- 地域市民のための都市公園
- 官民連携による民間活力を活用した都市公園・緑地の活性化
- 都市公園施設などの適切な管理・保全
- 都市公園・緑地の魅力を引き出す柔軟な利用
- 市民協働などによる緑の普及・啓発活動の推進

(1) みどりを創る（緑の創出）

- ① 地区の拠点となる公園の設置、既存公園の拡大や公園機能の充実を推進します。
- ② 地域特性に応じた公園機能の見直しによる魅力向上を推進し、活性化を図ります。
- ③ 利便性や機能向上のため、小規模公園の統廃合など公園等の再編を推進します。
- ④ 公園の魅力を引き出す柔軟な利用による公園の活性化を推進します。
- ⑤ 長寿命化計画に基づく老朽化施設の適切な管理による改修や再整備を推進します。
- ⑥ 避難所等に指定されている都市公園等について防災機能の向上を推進します。
- ⑦ 学校など公共施設を中心に緑化を推進します。

(2) みどりを守る（緑の保全）

- ① 緑と調和した市街地の形成を図るため、市街地の中の優良農地の保全を進めます。
- ② 公園等の特性や樹木の特性に応じた維持管理による緑の保全を図ります。
- ③ 自然緑地や歴史と文化の継承されている緑地、優良な樹木などの保全を進めます。

(3) 水とみどりの調和（水辺の有効利用）

- ① 美しい水辺や自然の残る河川環境を保全し、自然とのふれあいの場を創出します。
- ② 相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。
- ③ 湧水の保全や湧水を利用した水辺空間や公園の利用促進を図ります。

(4) 水とみどりのネットワーク

- ① 主要な幹線道路の緑化により景観の保全や公園・緑地へのアクセス向上を図ります。
- ② 市民が水とふれあうことのできる空間として、永池川の整備を推進します。
- ③ 丘陵地帯に分布する緑地等の保全を推進し、緑のネットワーク化を推進します。

(5) みどりを育てる（緑の普及・啓発）

- ① 緑化活動を推進するために市民と行政との協働活動を充実させるとともに、緑化の推進及び指導・啓発を推進します。
- ② 市民が身近な緑に関心を持ち、育てる心を育てていくように、緑地等の教育の場としての活用の促進を図ります。
- ③ 指定管理者等の民間活力によるイベント開催など緑の普及・啓発活動を推進します。

3 計画のフレーム

緑地の保全及び緑化の目標については、計画の前提条件となる計画対象区域、人口の見通し等の計画フレームを設定し、目標年次に（令和 11 年及び令和 21 年）において、確保すべき緑地及び都市公園の目標水準の算出基礎となる市域及び人口を定めるものです。

（1）計画対象区域

計画対象区域は、海老名都市計画区域（海老名市の全域）2,659ha とします。

（2）人口の見通し

年次	平成 29 年 (2017 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 21 年 (2039 年)
人口	132 千人	134 千人	128 千人

（令和 11 年、令和 21 年の人口は海老名市人口ビジョンによる推計値を採用しています。）

4 計画の目標水準

本計画の目標水準は、中間年次における評価、市民・事業所へのアンケート調査や社会情勢等の変化を踏まえた見直しであり、新たな目標年次（令和 11 年及び令和 21 年）において、確保すべき緑地の目標水準、都市公園等の目標水準及び都市緑化の目標を定めるものです。

（1）緑地の確保目標水準

本市は、中央部に水田が広がり、これをはさむように住宅地が西側の相模川沿いの低地及び東側の丘陵地に形成され、それぞれ南北に長くのびています。また、丘陵地に畑地が南北に点在して残されており、丘陵地の斜面には本市の緑の骨格となる樹林地が分布しています。このような緑地の分布状況を勘案し、令和 11 年（2029 年）における緑地の確保目標値は、都市計画区域の全体について約 19.85%、令和 21 年（2039 年）においては、約 20.51%を確保するものとします。

令和 11 年における 緑地の確保目標水準	都市計画区域面積に対する緑の割合
	おおむね 503.48ha 18.93%
令和 21 年における 緑地の確保目標水準	都市計画区域面積に対する緑の割合
	おおむね 545.41ha 20.51%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の令和 21 年（2039 年）における都市公園の整備目標は、市民一人当たり 7.50 m²/人とします。

このうち、基幹公園の整備目標は 4.57 m²/人とします。また、都市公園に準ずる機能をもつ公共的な緑地を含めた都市公園等の整備目標は、市民一人当たり 14.88 m²/人とします。

さらに、民間施設緑地を含めた施設緑地全体の整備目標は、市民一人当たり 16.46 m²/人とします。

■図表 2-1 都市計画人口一人当たりの目標水準

年 次	平成 17 年 (2005 年)	平成 29 年 (2017 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 21 年 (2039 年)
都 市 公 園	3.87 m ² /人	4.67 m ² /人	5.09 m ² /人	7.50 m ² /人
基 幹 公 園	2.89 m ² /人	3.00 m ² /人	3.43 m ² /人	4.57 m ² /人
都 市 公 園 等	8.25 m ² /人	9.37 m ² /人	10.34 m ² /人	14.88 m ² /人
施 設 緑 地	9.11 m ² /人	10.85 m ² /人	11.84 m ² /人	16.46 m ² /人

なお、都市公園のうち、基幹公園の整備目標は次のとおりです。

■図表 2-2 基幹公園の整備目標

年 次		平成 17 年 (2005)		平成 29 年 (2017)		令和 11 年 (2029)		令和 21 年 (2039)	
		箇所	面積 (ha)						
住区	街区公園	47	11.47	49	12.03	62	13.42	64	15.24
	近隣公園	4	6.95	5	9.92	6	11.29	7	17.42
公園	地区公園	—	—	—	—	1	3.7	2	8.3
都市 基幹 公園	運動公園	1	17.47	1	17.47	1	17.52	1	17.52

(3) 都市緑化の目標

① 民有地の緑の充実

- ・住宅地では庭木等を植栽し、四季の花々、生き物の訪れる緑等を増やすなど、身近な生活空間において積極的な緑化による緑の充実を目指します。
- ・街なみをつくる商業地、事業所等では、緑化空間の改善・向上を図り、訪れる人、働く人が心安らぐ緑の充実を目指します。

② 市街化区域を重視した公園緑地の再整備

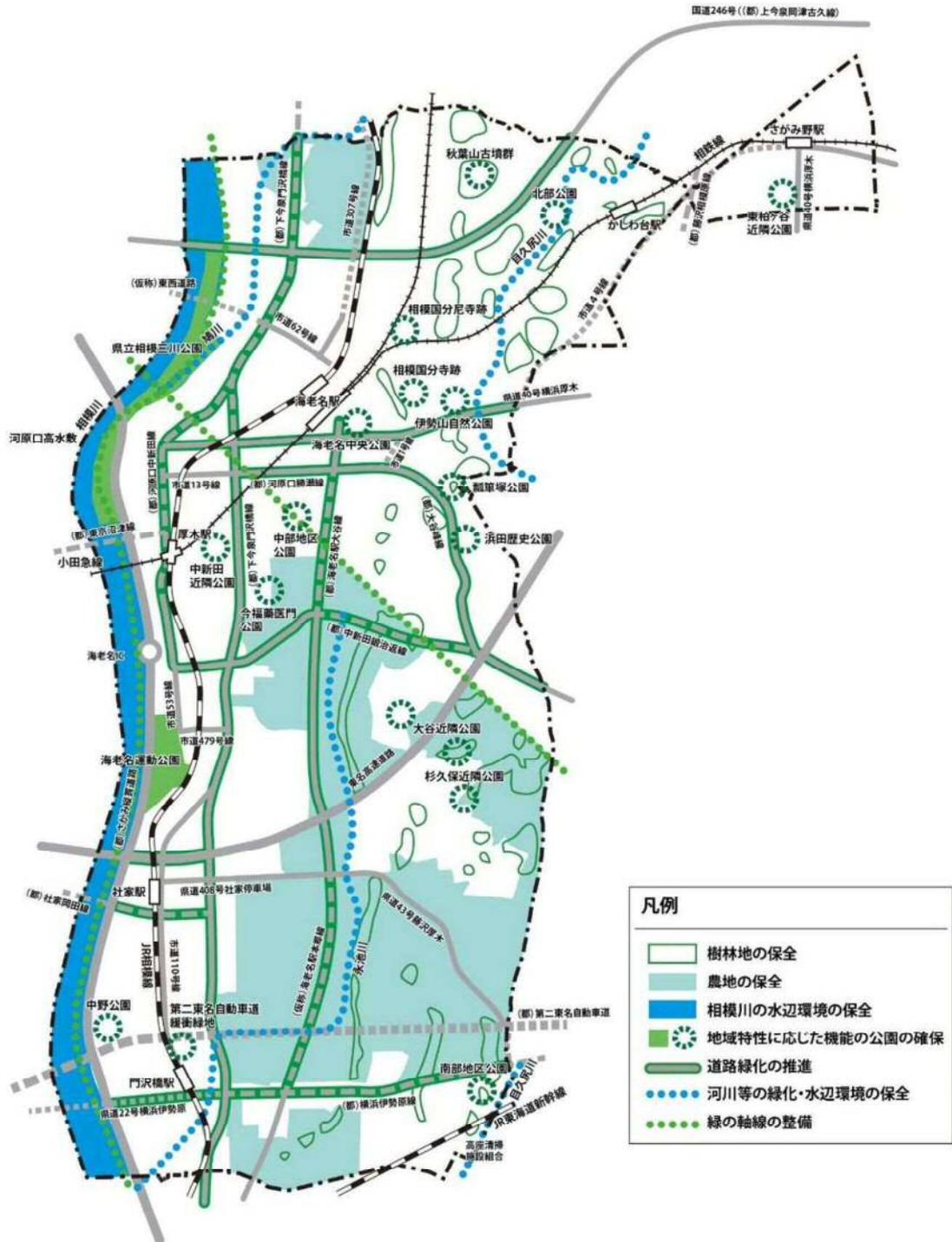
- ・海老名市立地適正化計画との整合を図り、公園緑地の必要度の高い市街化区域内での公園緑地の再整備や樹木の適正管理等に努め、緑の充実を目指します。

③ 幹線道路の緑化

- ・主要幹線道路の整備にあたり、周辺の緑化の状況に応じた緑の充実を目指します。

④ 公共施設緑被率の向上

- ・庁舎、学校等の緑を充実し、公共施設全体の緑被率の向上を目指します。



緑の将来像のイメージ図

第3章 緑地の配置計画

緑地を系統的に配置していくことが都市の緑地が有する環境保全、防災、レクリエーション、都市景観等の諸機能を効果的に発揮させるうえで重要であることから、これらの4つの視点から総合的な緑地の配置計画を定めます。

1 環境に係る緑地の配置計画

まとまった緑や河川等の水辺は、大気浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。また、市街地周辺の樹林地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全など多くの機能があります。

(1) 都市の自然の保全

相模川は、本市の骨格を形成する緑地として位置付け、良好な自然環境や河川景観を保全すべき区域については、自然生態系を保全し、河川特有の動植物の保護を図るよう河川管理者へ要請します。本市の北部、中央部、南部にまとまって分布する農地及び丘陵地帯に残る九里の土手などの斜面緑地は、市街地の緑の骨格を形成する緑地として保全します。

(2) 地球温暖化の防止に資する緑地の形成

都市の骨格を形成する河川、緑地等は温暖化防止に資する緑地等として保全に努めます。

(3) ビオトープ・ネットワークの保全

市内に広がる水田や畑地、樹林地などは、生物の生息の場として重要な役割を担っています。これらについて、ビオトープ・ネットワークを形成する緑地として保全します。

(4) 都市気候の緩和

気温・湿度の調節、通風作用等に資する緑地として、相模川、目久尻川等の河川とその周辺の農地及び市街地周辺の農地等を保全します。

また、冷涼な大気の溜まりとなる緑地として、相模川、丘陵地帯に残る樹林地等、風の通り道となる緑地として、市街地周辺の農地及び河川等を保全します。

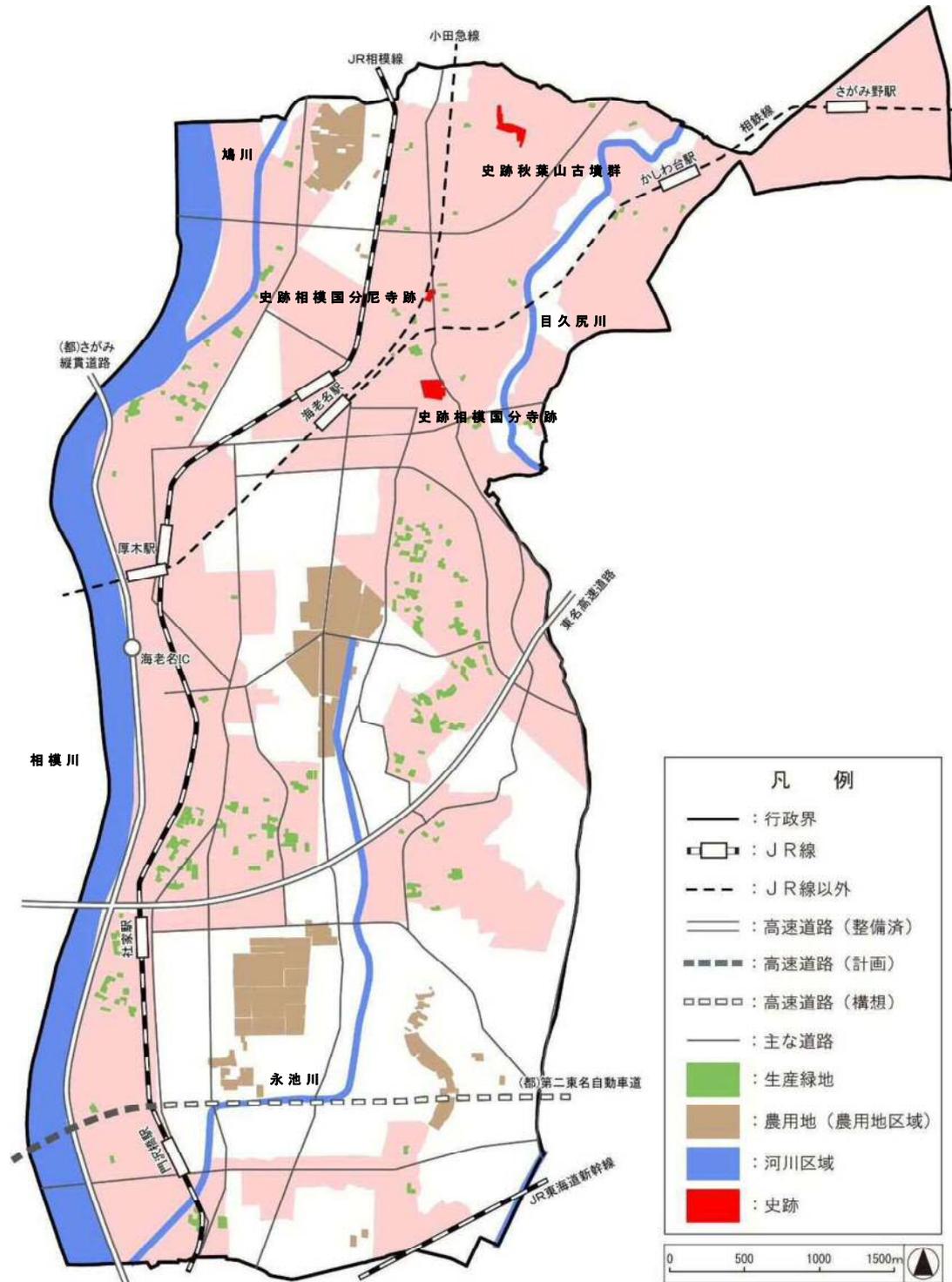
(5) 地域環境の改善

海老名駅をはじめ、本市の拠点となる駅周辺（一般保留区域を含む）における開発事業等では、良好な環境形成及び改善に資する緑の保全と創出及びネットワーク化に努めます。

また、工業地では事業者による植栽などによって緑地を創出し、地域住民に親しまれる公共性の高い緑地の形成に努めます。

(6) 生産緑地地区

現在、指定されている生産緑地地区は、身近な自然環境の保全に資する緑地として位置付けて適正に保全を図ります。



農地、河川、史跡等(法による地域制緑地)の配置図

2 防災に関する緑地の配置計画

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(1) 避難地及び避難路としての緑地

- ① 災害時の広域避難場所及び一時避難地である公園、学校等を防災系統の緑地として位置付けるとともに、今後整備を進める近隣公園以上の公園を防災拠点として位置付け、防火水槽等消防・防災関連施設の設置を図ります。
- ② 市内の道路、緑道など線的に連続する緑のネットワークを緊急時の避難路として活用します。
- ③ 避難場所の植栽には、耐火性のある樹木を植栽し防災機能を向上させます。
- ④ 市街化区域に存する生産緑地等農地については、一時避難地としての役割が見込まれることから保全を図ります。
- ⑤ 緑地等の配置や都市緑化の推進は、地域防災計画等を反映して取り組むものとします。

(2) 工場地と住宅地の分離

工業地域、工業専用地域周辺の市街地において、都市公害の緩和の観点から緩衝機能をもった緑地を工場の周囲に配置する等、緑化のあり方について検討します。

また、県のみどりの協定に基づいて締結した緑地についても位置付けます。

(3) 騒音・振動等の発生源の周辺の緩衝地帯

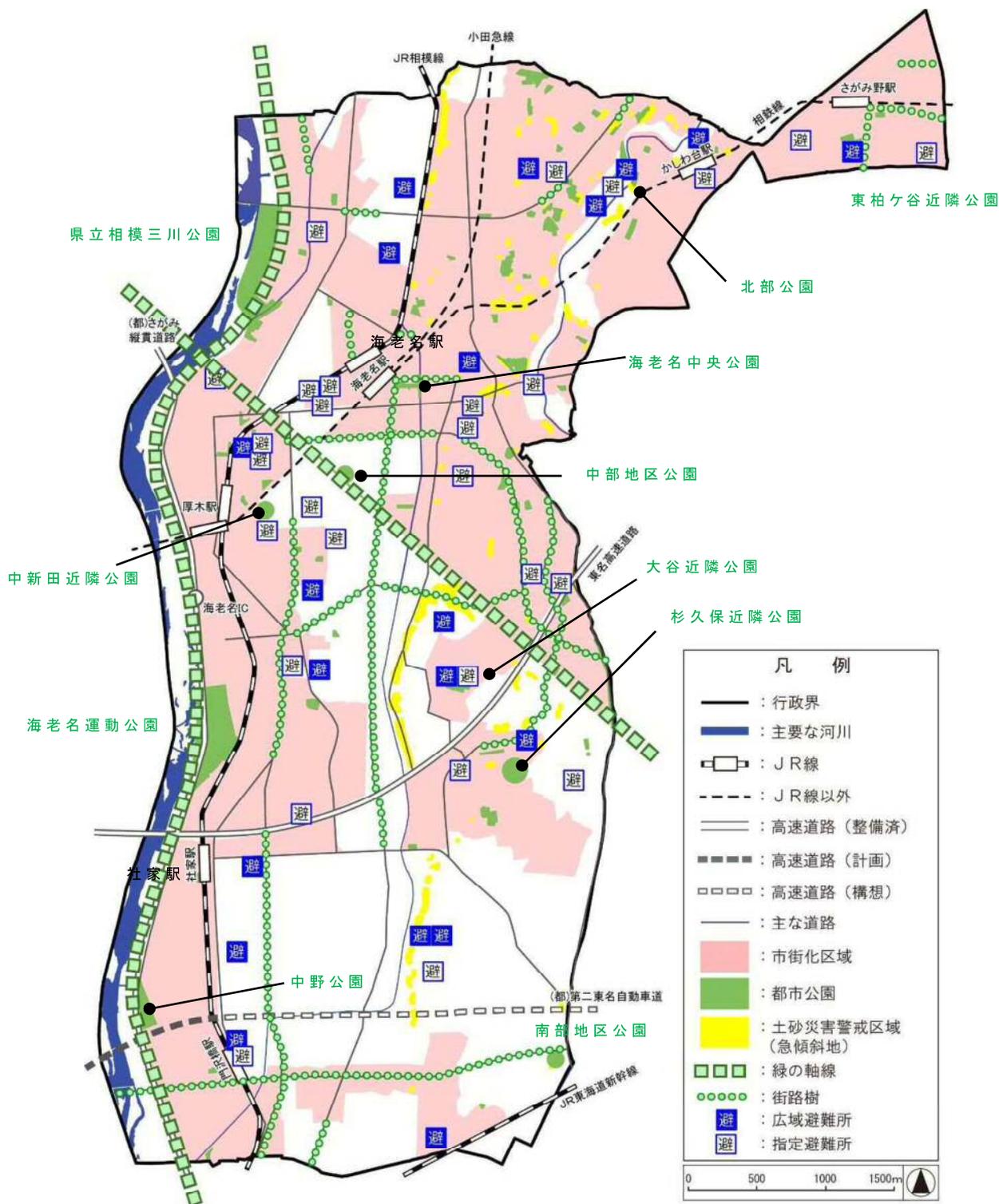
(都) 第二東名自動車道の進捗に合わせて、道路事業者の協力を得て都市公害の緩和のために環境改善に資する緑地の配置に努めます。

(4) 崩壊等の危険性の大きい地域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域などこれに準ずる区域の斜面緑地については、県の「急傾斜地崩壊対策事業」と整合を図りつつ、緑地の保全に努めます。

(5) 溢水被害のおそれのある地域

特定都市河川である引地川及び総合治水対策河川である目久尻川流域においては、県の総合治水対策などと整合性を図り、保水機能を有する緑地の保全に努めます。



避難所及び都市公園等の配置計画図

3 レクリエーションに関する緑地の配置計画

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、樹林地は林間レクリエーションの場、緑道はウォーキングなど健康づくりの場に、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(1) 多様なレクリエーション需要の対処

多様なレクリエーション需要に対処するよう都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地などの整備について、地域特性に配慮した公園づくりや機能の見直しを進めます。

(2) 都市機能の更新を予定している地区の緑地の配置

都市機能の更新を予定している等、集中的な住居あるいは利用が見込まれる地区について、まちづくり条例等に基づき適切な形態、規模の公園や緑地を配置します。

(3) 自然とのふれあいの場の形成

公有化した緑地（樹林地）を中心に緑化活動の拠点、水と緑の環境教育の場として活用を図り、自然とのふれあいの場づくりを進めます。

(4) 地域スポーツの振興に資する緑地

地域スポーツの振興に資する緑地としては海老名運動公園、中野多目的広場や庭球場、相模三川公園の運動施設等がありますが、今後もスポーツ・レクリエーション振興の推進として、スポーツ施設の見直し等による機能の充実を図ります。

(5) 福祉施設と一体型の緑地

市内には社会福祉関連施設があり、これらの施設と一体となった緑地の保全に努めます。

(6) 水とみどりのネットワークの形成

公園・緑地等を相互に連絡する道路の緑化や、河川等を活用することができる水とみどりのネットワークの形成を図ります。

また、河川管理用通路などを利用した歩行者通路の保全や管理用通路の活用等による緑の配置に努め、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

4 景観に関する緑地の配置計画

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地や駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大樹などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています

(1) 郷土景観を構成する緑地

- ① 本市の原風景として、農地と一体となった九里の土手に残る斜面緑地など、丘陵地の斜面緑地を保全します。
- ② 郷土景観の重要な役割を担い、地域のランドマークやシンボルマークとなる大樹や社寺林を保全します。
- ③ 田園風景を醸し出す農地の保全を図ります。

(2) 歴史と文化の継承されている緑地

- ① 市内北部に位置する史跡秋葉山古墳群、清水寺公園周辺には寺社や古墳など歴史的な財産が多く存在しており、この自然環境の保全に努めます。
- ② 海老名の大櫓や有馬のはるにれなど天然記念物や由緒・由来のある樹木等と周囲の緑地を保全し、良好な自然景観の保全に努めます。

(3) 地区の美観向上

- ① 地区の美観向上のため、道路整備等による空地を活用した、まちかど広場や街路樹の整備を図り、緑の確保に努めます。
- ② 公共施設や事業所等の緑化を推進するため、屋上緑化、壁面緑化等様々な手法を用いて緑の確保に努めます。

(4) 新市街地における緑化の推進

既成市街地の再整備や土地区画整理事業などによってできる新市街地においては、景観向上のため、地区計画等の手法を活用して計画的に緑化推進を図ります。

第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

緑地の保全及び緑化の推進のための施策は、目標を実現するための公園緑地等の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進のための施策の方針について示します。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」実現を目指す視点を踏まえた施策を推進します。



住み続けられる
まちづくりを

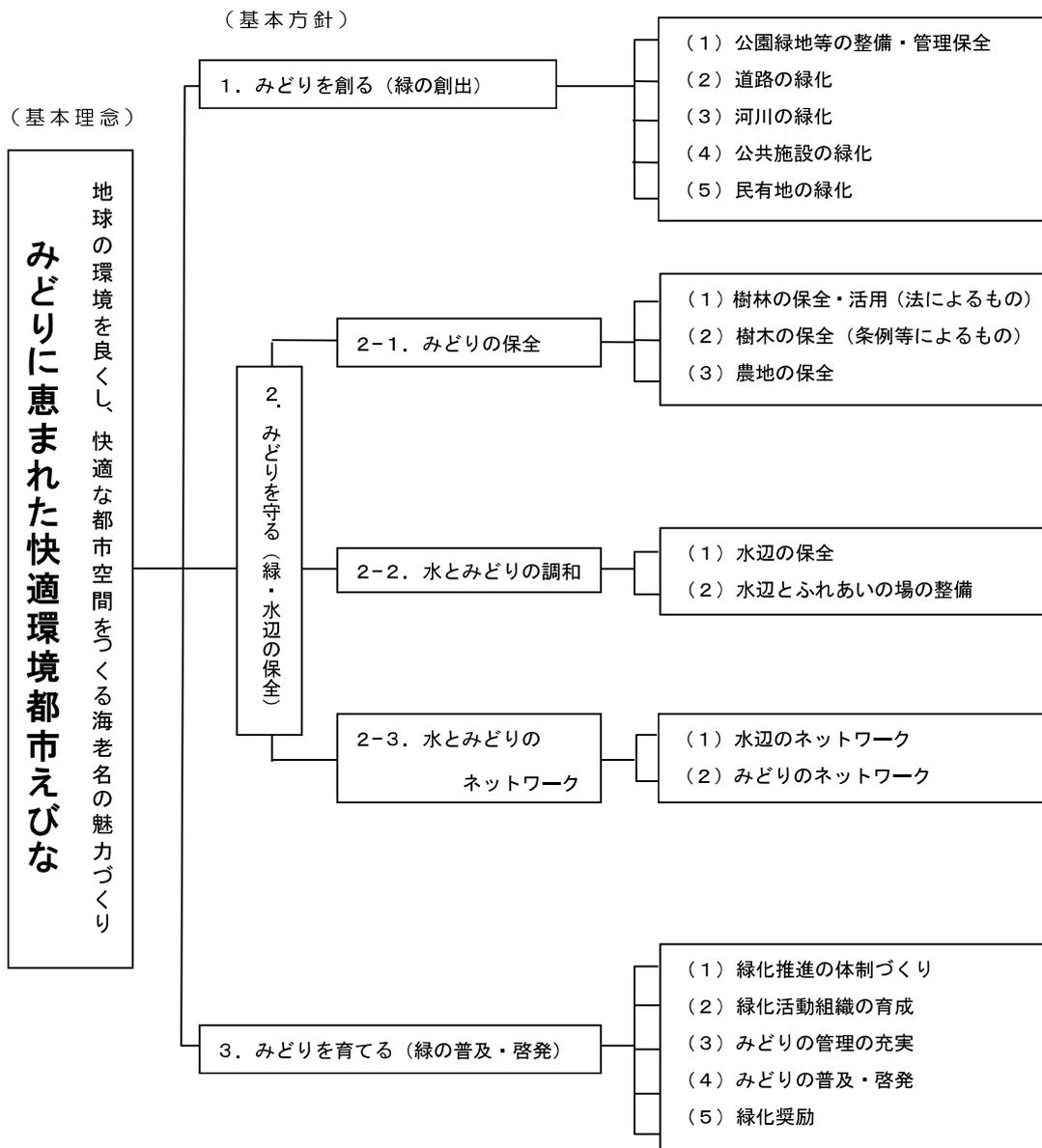


気候変動に具体的
な対策を



陸の豊かさを守ろう

（施策）



■図表4-1 施策の体系

※上記施策については、「PDCA」サイクルを踏まえて実施します。

1 みどりを創る（緑の創出）

みどりを守る施策と連携を図りながら、市民が自然とふれあうことができる場を創出し、日常的な散策路、教育環境、レクリエーションの場として公園・緑地を活用します。

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応できるよう、都市公園等の機能の見直しなどを行い、既存ストックの保全や活性化による、地域特性を生かした緑の創出を進めます。

(1) 公園緑地等の整備・管理保全

① 都市公園

【都市公園の整備目標】

都市公園の整備目標は次に示すとおりです。

■図表 4-2 都市公園の目標年次の整備目標

種別	年次			中間年（令和11年）						目標年（令和21年）					
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域				
		ヶ所	面積(ha)	m ² /人	ヶ所	面積(ha)	m ² /人	ヶ所	面積(ha)	m ² /人	ヶ所	面積(ha)	m ² /人		
施設緑地	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	59	13.12	1.04	62	13.42	1.00	62	15.05	1.25	64	15.24	1.19
		近隣公園	5	8.62	0.68	6	11.29	0.84	6	9.62	0.8	7	17.42	1.36	
		地区公園				1	3.7	0.28				2	8.3	0.65	
		都市基幹公園	総合公園												
		運動公園	1	17.52	1.39	1	17.52	1.31	1	17.52	1.46	1	17.52	1.37	
	基幹公園計	65	39.26	3.12	70	45.93	3.43	69	42.19	3.52	74	58.48	4.57		
	特殊公園	風致公園	1	1.23	0.1	1	1.23	0.09	1	1.23	0.1	1	1.23	0.1	
		動植物園													
		歴史公園	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	6	6.02	0.5	6	6.02	0.47	
		墓園													
		その他													
	広場公園	3	0.32	0.03	3	0.32	0.02	3	0.32	0.03	3	0.32	0.03		
	広域公園														
	緩衝緑地														
	都市緑地	9	8.4	0.67	11	18.7	1.4	52	18.49	1.54	54	28.79	2.25		
緑道	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09			
都市林															
国の設置によるもの															
都市公園計	84	50.83	4.03	92	68.22	5.09	134	68.99	5.75	142	96	7.5			
人口(人)			126,000			134,000			120,000			128,000			
面積(ha)			1,440			2,659			1,480			2,659			

【都市公園の整備等方針】

ア) 官民連携による都市公園の活性化

指定管理者制度や公募設置管理制度の活用を検討し、民間活力の導入によるにぎわいの創出や既存都市公園のサービス向上など、都市公園の魅力向上に努めます。

<制度を活用した公園整備イメージ>



※公募管理設置制度の活用によるカフェ等収益施設の設置

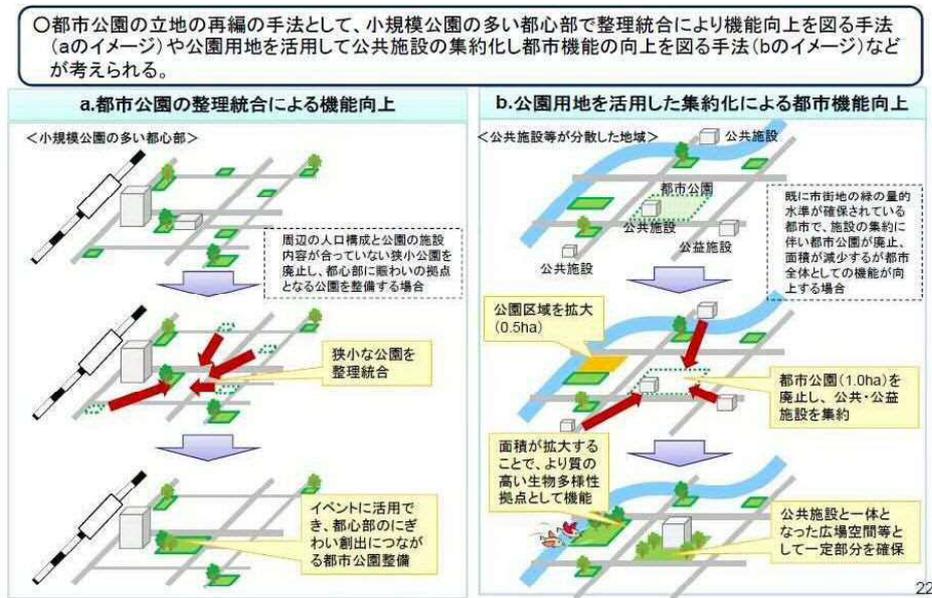
カフェ等の収益による広場、園路整備

■図表 4-3 出典：国土交通省 HP

イ) 地域特性に配慮した公園の再編及び機能向上

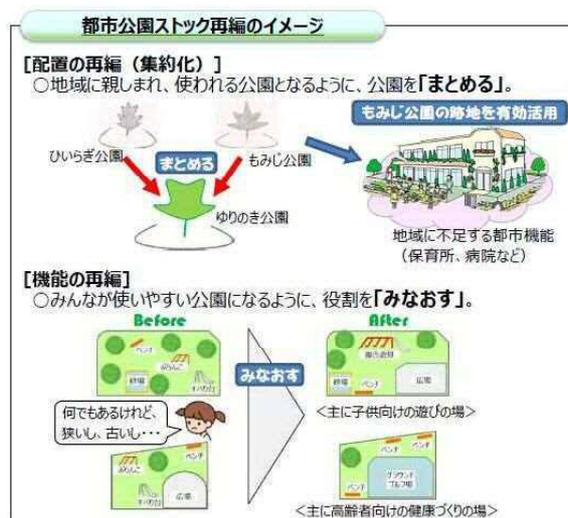
魅力が低下している公園について、子育て支援、高齢社会への対応、周辺の人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理を行い、公園の再編等、地域の活性化や都市機能の向上について検討します。

都市公園の魅力を引き出すため、地域の特性に配慮した柔軟な利用について検討します。



※小規模公園の統廃合など公園の再編及び公園用地を活用した都市機能の向上

■図表 4-4 出典：国土交通省 HP



※配置の再編（集約化）による公園の拡大及び跡地の有効活用

※公園機能の見直しによる魅力の向上（地域のニーズに合った公園機能）

■図表 4-5 出典：国土交通省 HP

ウ) 都市公園等の適切な保全（公園施設の再整備等）

- ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や公園施設の計画的な修繕や改修工事等により、既存都市公園の活性化や安全な都市公園として管理します。
- ・樹木管理や公園灯の LED 化により公園内を明るくすることで防犯機能を充実します。



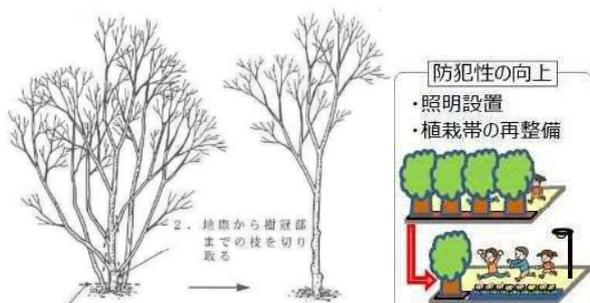
※老朽化した公園施設の改修や再整備による
都市公園の適切な管理

魅力の向上による公園の活性化

■図表 4-6 出典：国土交通省 HP

エ) 公園・緑地の植栽管理

樹木の特性に応じた植物の配置とするために間伐をするなど適切な管理を行います。
また、創設された森林環境譲与税を活用し、緑地の保全等を行います。



※大きくなりすぎた灌木を小径木にする

※都市公園としての適切な樹木管理による防犯性の向上

■図表 4-7 出典：(一財)日本緑化センターHP

出典：国土交通省 HP

【都市公園の配置方針】

ア) 街区公園

a 配置方針

・街区公園は、市民に最も身近な公園として市街化区域（将来市街地も含む）を対象に
適正配置に努めます。また、小規模公園の統廃合などによる公園の再編を行います。

b 整備の考え方

・平成 30 年 4 月時点で 49 箇所 12.03ha の整備量を、令和 21 年度末までに 64 箇所 15.24
ha に拡大します。

・防災機能の面からは、一時避難地が不足している地域を優先して整備します。

・公園利用状況、基幹公園の密度など地域特性を考慮し、より良好な公園としての行政
サービスの向上を目指し、公園統廃合などによる新たな公園整備を行うことを検討し
ます。

・児童遊園等の機能を見直し、利活用が可能なものについて街区公園に位置付けます。

イ) 近隣公園

a 配置方針

- ・ 中新田地区と杉久保地区の 2 箇所近隣公園を設置し、7 箇所に拡大します。
- ・ 海老名中央公園は指定管理者制度を活用します。

b 整備の考え方

- ・ 平成 30 年 4 月時点で 5 箇所 9.92ha の整備量を、令和 21 年度末までに 7 箇所 17.42ha に拡大します。
- ・ 現在整備されている東柏ヶ谷近隣公園、海老名中央公園、大谷近隣公園、北部公園、中野公園の 5 箇所の近隣公園に加えて、配置バランスを考慮して中新田・大谷・杉久保地区の既存公園の拡大を進めます。また、防災機能の強化等を図り近隣公園に位置付けます。
- ・ 既存の近隣公園についても長寿命化計画に基づき施設の再整備を行います。

ウ) 地区公園

a 配置方針

- ・ 市の中部、南部にそれぞれ 1 箇所配置します。
- ・ 南部地区公園については、高座清掃施設組合が整備を進めている本郷ふれあい公園を位置付けます。

b 整備の考え方

- ・ 中部地区公園・・・海老名駅周辺地区市街地整備に伴い、市役所に隣接し、防災拠点としての機能を有する公園として整備します。
- ・ 南部地区公園・・・高座清掃施設組合が整備する本郷ふれあい公園を位置付けます。
令和元年度に一部開園し、令和 6 年度以降に全体を開園する計画です。

エ) 運動公園

- ・ 海老名運動公園が 17.52ha 開設しており、スポーツ施設の再整備を行います。
- ・ 相模川自転車道と一体的に利用できるよう検討します。

オ) 特殊公園

・ 風致公園

平成 30 年 4 月時点で清水寺公園 1.23ha を開設しており、今後もその維持管理します。

・ 歴史公園

平成 30 年 4 月時点で 3 箇所 0.88ha を開設しており、令和 21 年度末までに史跡地の歴史公園化について検討します。

カ) 広場公園

平成 30 年 4 月時点で 2 箇所 0.24ha を開設しており、今後は都市公園等の再配置を検討し、3 箇所に拡大します。

キ) 都市緑地

- ・平成 30 年 4 月時点で 11 箇所 18.7ha 開設しており、適正管理に努めます。
- ・市街化区域内で自然緑地保全区域に指定されている民有地について、令和 21 年までに都市緑地化について検討します。
- ・樹林の急傾斜地の土砂災害に備え、安全性を高めます。
- ・森林環境譲与税などの活用による間伐や良好な樹林地の拡充により森林の質を高め、市民の憩いの場や子どもの遊び場としての緑地を確保します。
- ・隣接する自然緑地保全区域などと共に一群の樹林地を形成している緑地については、緑の充実について配慮します。

ク) 緑道

- ・平成 30 年 4 月時点で 3 箇所 0.96ha を開設しています。
- ・土地区画整理事業により整備される緑道を位置付けて、4 箇所へ拡大します。

② 公共施設緑地

【整備目標】

公共施設緑地の整備目標は次に示すとおりです。

■図表４－８ 目標年次における公共施設緑地の整備目標

種別	年次	中間年（令和11年）						目標年（令和21年）					
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
公共施設緑地	児童遊園	82	2.94	0.23	88	3.58	0.27	82	2.94	0.25	88	3.58	0.28
	環境施設帯	1	1.4	0.11	2	5	0.37	1	1.4	0.12	2	5	0.39
	運動場等	2	0.63	0.05	3	5.76	0.43	0	0	0	0	0	0
	市民農園	3	0.2	0.02	23	2.61	0.19	3	0.2	0.02	23	2.61	0.2
	自転車歩行者専用道路	2	4.07	0.32	2	4.43	0.33	2	4.07	0.34	2	4.43	0.35
	教育施設	9	16.4	1.3	22	39.55	2.95	9	16.4	1.37	22	39.55	3.09
	公共空地等	7	6.33	0.5	11	7.25	0.54	7	36.17	3.01	12	37.25	2.91
	調整池	5	2	0.16	6	2.09	0.16	5	2	0.17	6	2.09	0.16
	計	111	33.97	2.7	157	70.27	5.24	109	63.18	5.27	155	94.51	7.38
人口（人）	126,000			134,000			120,000			128,000			
面積(ha)	1,440			2,659			1,480			2,659			

【配置方針】

ア) 児童遊園

- 平成30年4月時点で児童遊園は94箇所4.69haとなっています。今後は街区公園化の検討や街区公園の整備状況を勘案しながら、児童遊園の再編を検討します。

イ) 運動場等

- 平成30年4月時点で中野多目的広場4.62ha、下今泉及び今里庭球場の庭球場2箇所0.63haを位置付けています。令和元年度には、多目的に利用できるスペースとして中野多目的広場の拡張を行い、今後もスポーツ・レクリエーション利用者等の利便性向上を図ります。
- 令和21年度末までに中野多目的広場、下今泉及び今里庭球場等運動施設の都市公園化について検討します。

ウ) 市民農園

- 平成30年4月時点で23箇所2.61haが整備されており、市民の余暇活動の多様化に応じて、海老名市農業振興プランの事業として市民農園の整備を図ります。

エ) 教育施設

- 平成30年4月時点で市立小中学校19箇所と県立高等学校3箇所の計39.55haを緑の拠点となる施設として位置付けています。今後は、再編計画との整合を図りながら、緑の確保に努めます。

オ) 自転車歩行者専用道路

- ・平成30年4月時点で2箇所2.97ha整備されており、令和11年には相模川自転車道整備事業における区間の拡大が予定されています。
- ・整備済みのサイクリング道路及び水と花と緑のこみちについて適正管理に努めます。
- ・土地区画整理事業により整備される歩行者専用道路を新たに位置付けます。

カ) 環境施設帯

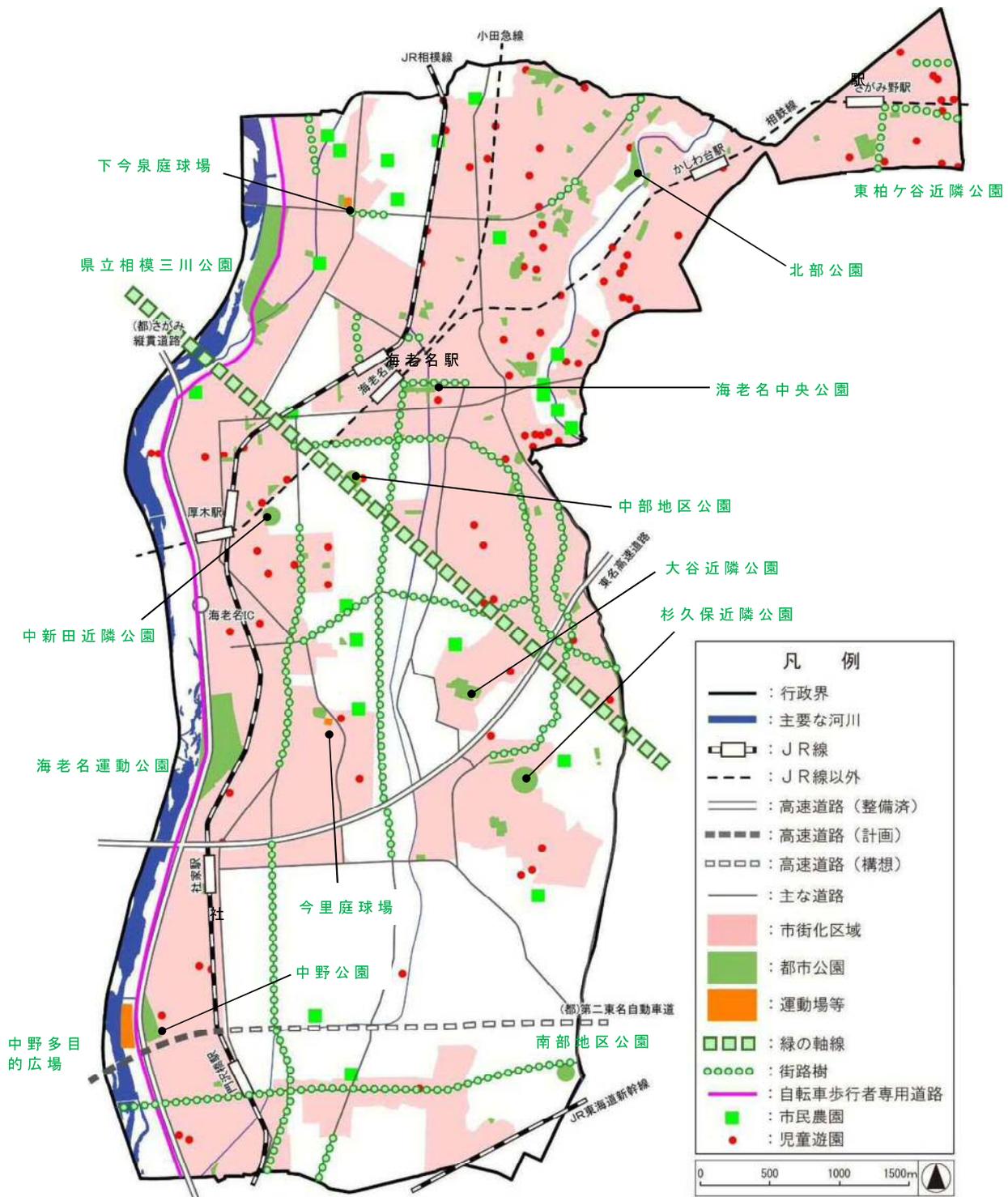
- ・平成30年4月時点で東名高速道路とさがみ縦貫道路の計5.0ha整備されており、今後は(都)第二東名自動車道の整備を推進します。
- ・(都)第二東名自動車道の整備において、両側幅約20mの環境施設帯を位置付けます。

キ) 公共空地

- ・平成31年3月時点で公共空地は10箇所0.73haあります。今後も他の公園等の整備状況を勘案しながら、適正配置及び施設の活用について検討を進めます。

ク) 調整池

- ・平成30年4月時点でオープンスペースとして市所有の調整池5箇所2.0haが設置されており、適切な管理によりこれを維持します。
- ・今後、土地区画整理事業によって整備される調整池について、オープンスペースとして適切な管理を行います。



都市公園及び主な公共施設緑地の配置計画図

③ 民間施設緑地

【公開空地】

- ・平成 30 年 4 月時点で市役所跡地開発地区と東柏ヶ谷地区に整備された公開空地 0.61ha を位置付けています。今後も中心市街地等においては、地区計画等に基づく公開空地の創出を図ります。

【民間グラウンド】

- ・平成 30 年 4 月時点で 1 箇所 2.4ha が整備されており、それを維持することに努めます。

【社寺境内地】

- ・平成 30 年 4 月時点で境内地等 48 箇所 14.67ha を位置付けています。

【調整池】

- ・平成 30 年 4 月時点でオープンスペースとして民間所有の調整池 3 箇所 2.48ha を位置付けており、それを維持することに努めます。

(2) 道路の緑化

① 整備済み道路の緑化

- ・緑化が不十分な整備済みの幹線道路については、樹種を選択や量感のある植栽方法の導入等を検討し、歩道植樹帯、街路樹等の再整備に努めます。

② 緑の維持・管理

- ・街路樹としての美しさを発揮させるために全体を一定水準に維持するよう管理を行います。
- ・街路樹の生育空間の制約に対応した剪定を進めます。
- ・樹木診断を行い、衰えた樹木の倒木、枝折れなど危険性のある樹木を早期に発見し、適切な処置を図ります。
- ・樹種に応じて雨水浸透効果の高い舗装や植栽柵の改善を図ります。
- ・定期的な点検と巡視を行います。
- ・沿道住民による病虫害等の早期発見等、管理への協力や植栽柵での花づくり等市民協働による緑化推進に取り組みます。

③ 計画道路の整備に伴う緑化

- 都市計画道路や幹線道路の整備にあたっては、積極的な緑化に努めます。

(3) 河川の緑化

① 鳩川、永池川、目久尻川等の自然環境の保全・創出及び水辺の整備

- ・鳩川は、良好な自然環境の保全と整備に努めるとともに、相模三川公園との連携を図り、地域のコミュニケーション拠点となる水辺空間の整備を図ります
- ・永池川は、河川改修を促進し治水安全度の早期向上を図るとともに、散策路の一体的整備を図ります。
- ・目久尻川は、北部公園の整備と合わせ堤内地の湧水を活用したビオトープや自然観察広場と一体となった水辺環境を創出するとともに、親水施設の整備を図ります。



《 鳩川と相模三川公園 》

② 農業用水路の整備

- ・市内中央部に位置する相模川左岸農業用水路は、水と花と緑のこみちとして管理し、みどり豊かな空間の形成を図ります。

③ 湧水の保全・活用

- ・湧水池と周辺緑地を保全するとともに、身近な自然にふれあえる場として適切な管理に努めます。

(4) 公共施設の緑化

① 庁舎等の緑化推進

- ・緑化推進のモデル施設として、庁舎等の公共施設に対する緑化を推進します。
- ・市役所庁舎においては、緑の充実を進め、緑のカーテン等を設置するなど、市民に対して緑化意識の普及・啓発を図ります。

② 公共住宅等の緑化

- ・市営住宅の建設及び建て替えに際しては、住宅地の環境に適した緑化を行うとともに、既設住宅の緑化を維持管理し、快適な居住環境を形成します。

③ 学校緑化

- ・次代を担う子供たちが、自然と親しみ、豊かな人間性を育むことができるよう、学校緑化は施設の状況に応じて適正な管理・保全を図ります。また、小学校の校庭の一部芝生化を実施しており、児童生徒の活動場所として緑化の推進を図ります。

(5) 民有地の緑化

① 住宅地

- ・緑豊かなまちづくりを目的とした地域緑化を進めるために、緑化を推進する市民団体の緑化活動を奨励します。

② 工場・事業所等

- ・事業所、工場等の緑化を促進します。
- ・緑には、大気浄化、防火効果等の機能に加えて、生活環境を保全する効果があり、市内の事業所や工場等が地域社会と一体化するために、地域住民に親しまれる緑化を奨励します。
- ・地域住民に親しまれる公共性の高い緑地の形成を誘導します。

③ 中心市街地等

【海老名駅周辺の緑化推進】

- ・本市の中心となる海老名駅を中心に、その周辺地区の緑化を図り、多くの市民が緑にふれあうことができることを目指します。

【既成市街地の整備事業による緑づくり】

- ・防災面の向上や居住環境の改善のための既成市街地の整備にあたっては、公園・緑地の整備、道路の緑化、公共施設の緑化を行い、総合的な緑地整備に配慮したまちづくりを推進します。

【土地区画整理事業や市街地再開発事業等による緑づくり】

- ・土地区画整理事業等による新市街地の整備にあたっては、防災に強いまちづくりを目指すとともに、公園用地の確保、道路の緑化を行い、新たに緑地を創出します。

【一般保留区域による緑づくり】

- ・一般保留区域である市役所・海老名総合病院周辺については、事業により生みだされる緑のネットワーク化を推進するとともに、基幹公園の整備に取り組みます。



《 海老名中央公園 》

2 みどりを守る（緑・水辺の保全）

緑と調和した市街地の形成を図るため、緑地や優良な農地を保全するとともに、都市農業としての関心を高め、これまで存続してきた田園景観の保全に努めます。

2-1. みどりの保全

(1) 樹林の保全・活用

- ・海老名市環境保全条例に基づく自然緑地保全区域の指定促進により樹林地の保全を図ります。
- ・土地の所有者と地方公共団体等が契約を締結することで、住民が利用する市民緑地として管理し、公開する制度（市民緑地制度：都市緑地法第55条）の活用について推進し、都市における貴重な緑の空間の保全・創出を図ります。
- ・丘陵地帯に残る斜面緑地については、自然緑地保全区域の指定により保全を図り、長期目標として、市街化区域内については都市緑地に指定するなど、将来的にも担保される緑地として、生物多様性に配慮した緑地の形成を推進します。
- ・森林環境譲与税を活用することにより、樹林を保全します。

(2) 樹木の保全

- ・郷土景観の重要な役割を担う大樹は、海老名市環境保全条例に基づく保存樹木等の指定により保全していきます。

(3) 農地の保全

- ・市街化区域の農地は、平成30年4月時点で24.7haを生産緑地地区に指定しています。市街地の中の貴重な都市環境の形成を図るため、適正に指定・保全します。
- ・指定後30年経過した生産緑地については、特定生産緑地の指定等により保全を図ります。
- ・農振農用地を中心に、市街化調整区域の優良農地は防災、緑地効果等多様な機能を有することから保全に努めます。

2-2. 水とみどりの調和

(1) 水辺の保全

- ・相模川の水面及び高水敷は、海老名市の重要な緑の骨格として、河川法に基づく有効な緑地空間として保全します。
- ・河川のそれぞれの区間の特性に応じて、自然保全ゾーン、自然利用ゾーン、施設利用ゾーン、整備自然ゾーンなどにゾーン分けし、豊かな自然環境を活かした利用を行います。
- ・鳩川、永池川、目久尻川についても、河川法に基づく有効な緑地空間として、水辺の保全を行います。

(2) 水辺とふれあいの場の整備

- ・水辺空間を保全し、自然とのふれあいの場を創出するとともに、相模川、鳩川及び目久尻川などの市民に親しまれてきた河川空間を活用します。

2-3. 水とみどりのネットワーク

(1) 水辺のネットワーク

- ・鳩川、目久尻川の水辺空間と周辺緑のネットワークについて保全を図ります。
- ・永池川についても市民に親しまれる水辺空間の整備を推進し、ネットワーク化を図ります。
- ・河川、水路等、市民に親しまれる水辺空間について、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての連続性を保つためネットワーク化を図ります。

(2) みどりのネットワーク

- ・街路樹や公園緑地、緑道などの緑をつなぐネットワーク化を図り、生物多様性に配慮した緑地等の配置に努めます。

(3) ふるさとの道ネットワーク

- ・斜面緑地、公園や神社・寺院などのふるさとの緑をつなぐネットワーク化を図ります。



《 令和元年度 花とみどりの写真コンクール 》
入選作品「水辺」(水と花と緑のこみち)

《 令和元年度 花とみどりの写真コンクール 》
入選作品「大樹」(相模国分寺跡)



3 みどりを育てる（緑の普及・啓発）

緑化活動を推進するために市民と行政との協働を充実させるとともに、事業所における緑化の推進及び指導・啓発を図ります。

（1）緑化推進の体制づくり

- ・市民との緑化活動の協働を推進します。
- ・まちづくり条例に基づき、開発が行われた際の高木、中木、低木の植樹本数と緑化面積を確保し、緑化による快適な市民生活の確保に努めます。
- ・緑の保全に係わる事業及び緑化の推進を図る事業を推進するため、その財源となる基金等について充実を図ります。

（2）緑化活動組織の育成

① 緑の活動団体の設置及び育成

- ・身近な公園等を地区住民が自主的に維持・管理することや、緑化を推進するための市民団体の育成を目指します。

② 管理ボランティアの育成

- ・身近な街区公園等の管理は自治会による「ボランティア」を推進します。
- ・その他公園緑地等については、市民有志により管理を行う「ボランティア」を推進します。

（3）みどりの管理の充実

① 保存樹木や保全区域の管理助成

- ・海老名市環境保全条例に基づき指定された自然緑地保存樹木や自然緑地保全区域については、市民の貴重な財産であり、管理費の助成等を行います。

② 公共緑地の管理体制の確立

- ・公園、緑地、街路樹や緑地内の花壇などの植物は定期的な管理が重要であることから、各所管部局の管理体制や地域住民の手によって緑を育てる体制を確立することに努めます。

③ 里山保全の市民ボランティアの支援・育成

- ・里山保全の市民ボランティアは、すでに市内の森林保全に大きく寄与しており、市は用具貸し出しなどの支援をしています。今後は県の「里地里山保全団体支援制度」と整合を図りながら、ボランティアの育成・支援を強化していきます。

(4) みどりの普及・啓発

① みどりの普及・啓発の推進

- ・小学生を対象に緑化ポスターコンクール、里山体験や植樹など緑の普及・啓発活動を推進します。
- ・子供から大人まで市民を対象とし、身近な緑に関心を持つことができるように、緑に関する写真コンクールなどの啓発活動を推進します。

② 緑いっぱい運動の推進

- ・緑化推進を市民にアピールするために、市民の目に触れやすい箇所を利用して花などの植栽を通して緑の普及・啓発を推進します。



《 令和元年度 緑化ポスターコンクール入選作品 》

(5) 緑化奨励

① 公共施設の緑化奨励

- ・地域住民が行う公園等公共施設の美化活動に合わせ、地域住民による花と緑などの植栽活動を奨励するとともに、市で緑化資材の提供を行うなど支援活動を展開します。

② 市民による公共用地への花壇等設置管理支援

- ・公共用地への市民による花壇などの設置管理について制度の充実を図り、花壇等の設置を促進するとともに、より効果的な活動にするための支援を行います。



《 地域緑化団体により植えられた芝桜 》

資料編

◎市民アンケート調査等の概要・・・1

◎緑地の整備目標総括表・・・・・・・・・・19

◎用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

市民アンケート調査等の概要

(1) 市民アンケート調査等の概要

海老名市緑の基本計画の改定にあたり、市民や市内事業者の環境や緑に関する考え方、要望等を把握し、将来を見据え、効率的・効果的に取り組む必要がある課題を明らかにし、計画反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象、配布部数や方法、回収率等

調査対象	市民	海老名市内
	事業者	海老名市内
配布部数	市民	2,000部 ※18歳以上を対象に、地域別は無作為抽出
	事業者	300部 ※業種や地域を考慮し無作為抽出
配布及び回収方法	郵送 ※回収は料金受取人払い郵便	
実施期間	発送：平成30年10月30日 返送期限：平成30年11月15日 ※平成30年12月10日までに受け取った全てを集計	
回収結果	市民	738部 (36.9%)
	事業者	92部 (30.7%)

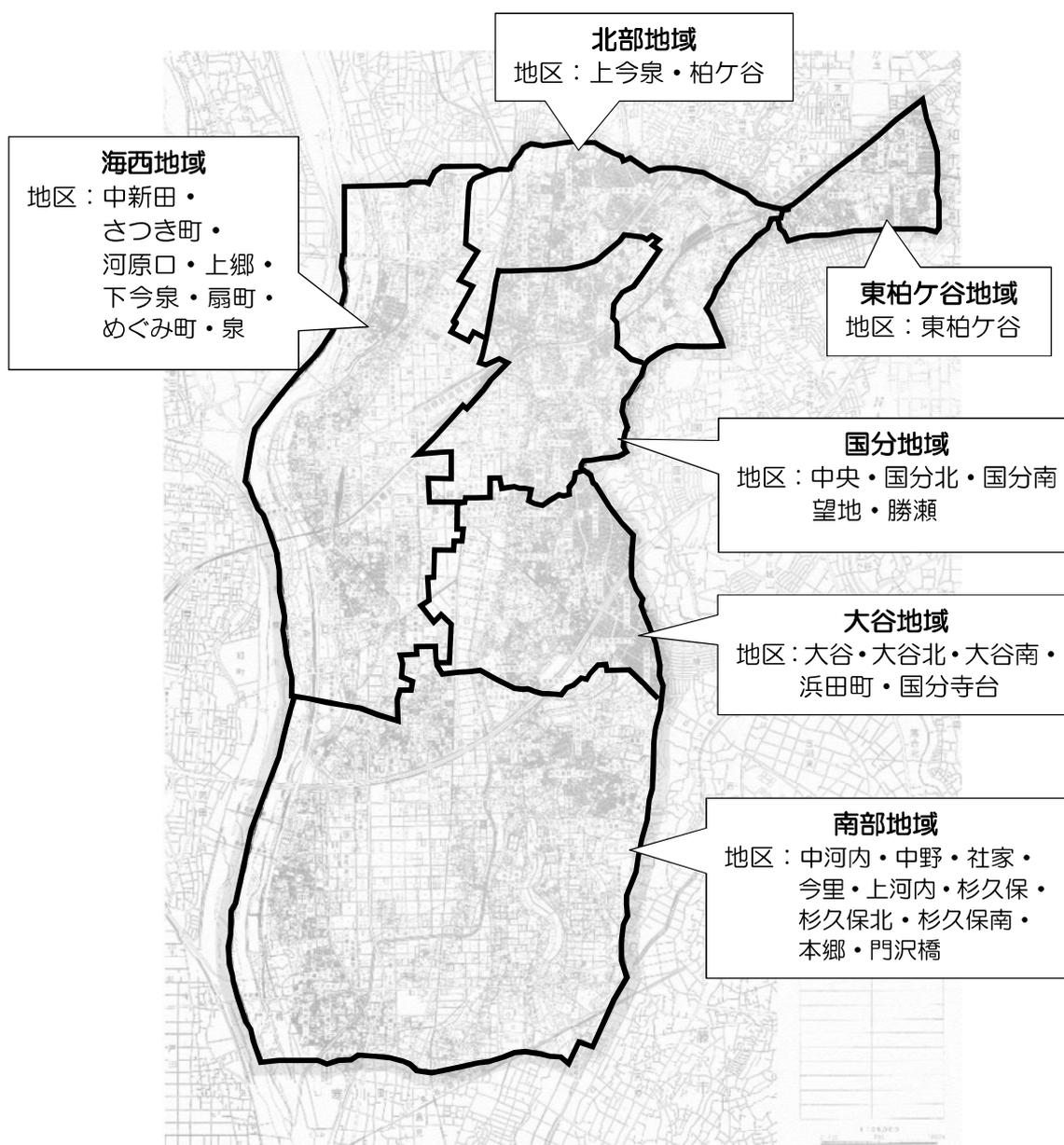
(3) 市民アンケート調査結果の概要

* 地域区分について

本市の第四次総合計画（平成 20(2008)年 3月）では、地域の地理的特徴、歴史・風土、観光資源などを最大限活かすとともに、地域が抱えている課題に対してより効果的な施策展開を図るために5つのブロック（北部地域、海西地域、国分地域、大谷地域、南部地域）を設定しています。

地域別の分析を行う際には、総合計画における5つのブロックを元に、他地域との位置関係に特徴のある東柏ヶ谷地域を北部地域から分離した6地域で行います。

* 地域区分図

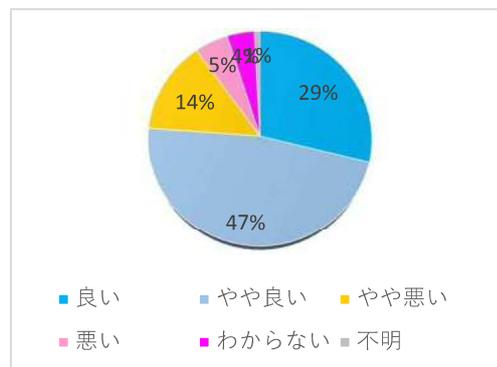


出所：海老名市第四次総合計画より作成

ア お住まいの地域の環境や自然とのふれあい

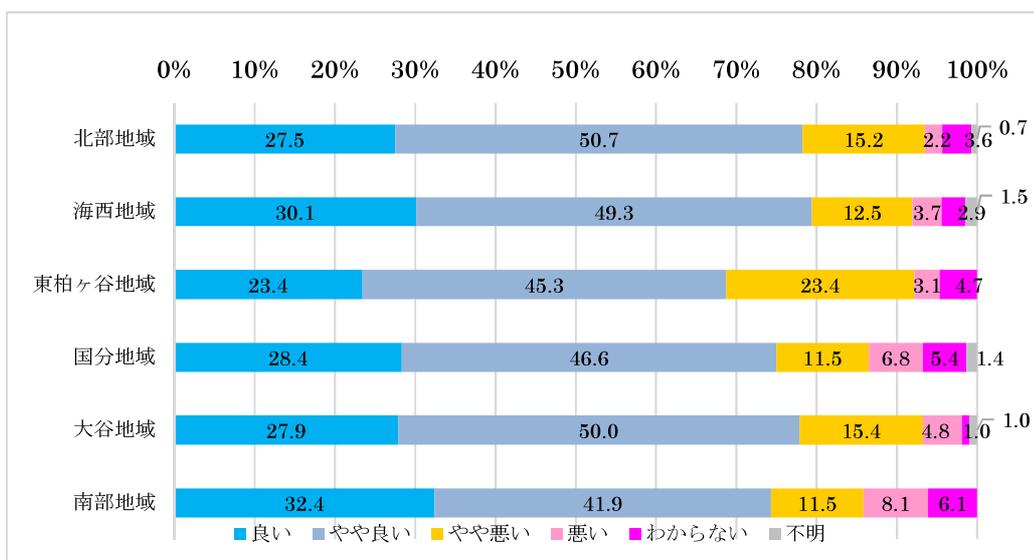
(7) 緑の多さ

- ・「やや良い」が47%と最多。
- ・「良い」と「やや良い」を合わせた「良い」の合計は76%を占め、約8割の市民が良いと回答している。



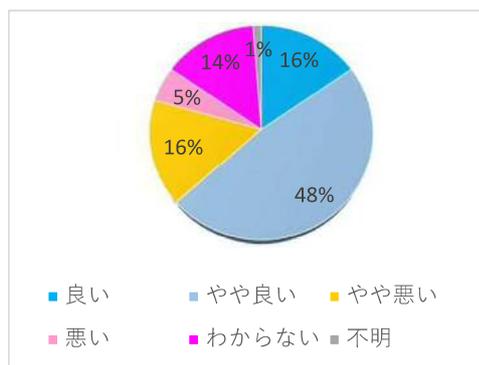
- ・地域別にみると「良い」と回答した地域は「南部地域」が32.4%と最も多く、「海西地域」が30.1%と続いている。
- ・「良い」と「やや良い」と回答した地域でみると「海西地域」が79.4%と最も多く、「北部地域」が78.2%と続いている。

	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	38	70	21	3	5	1	138
海西地域	41	67	17	5	4	2	136
東柏ヶ谷地域	15	29	15	2	3	0	64
国分地域	42	69	17	10	8	2	148
大谷地域	29	52	16	5	1	1	104
南部地域	48	62	17	12	9	0	148
合計	213	349	103	37	30	6	738



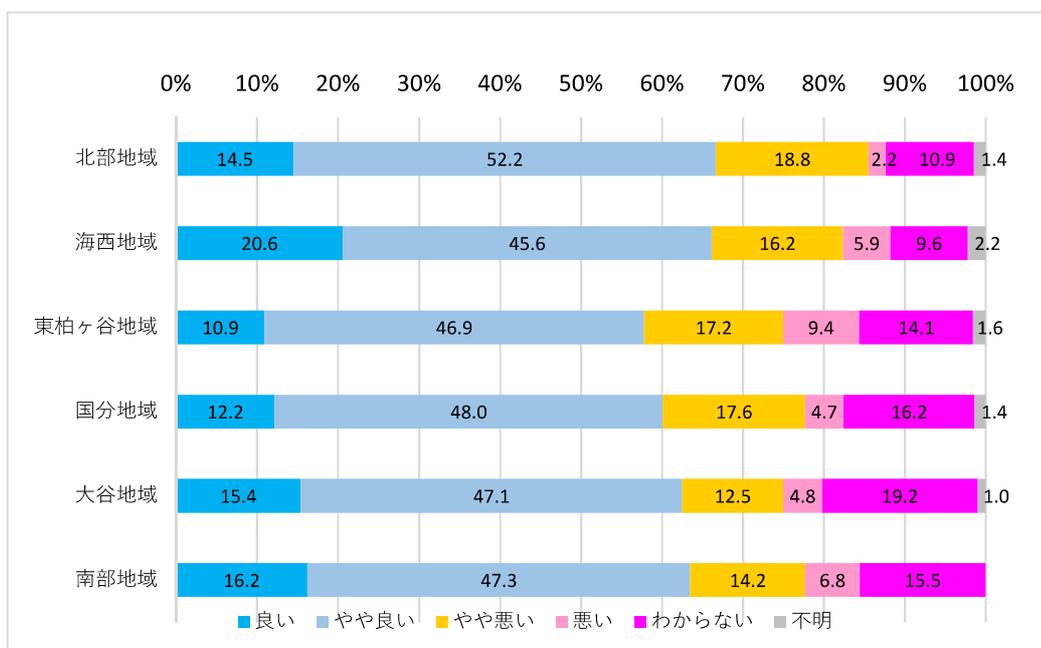
(イ) 緑とのふれあい

- ・「やや良い」が48%と最多。
- ・「良い」と「やや良い」を合わせた「良い」の合計は64%を占め、約6割の市民が良いと回答している。



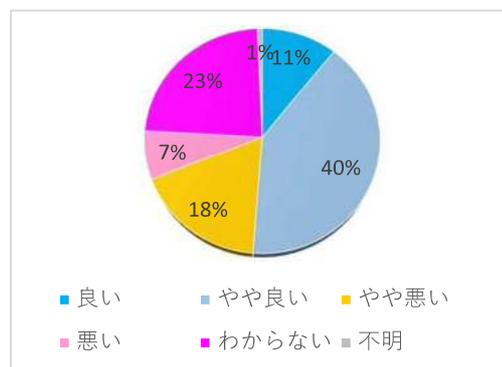
- ・地域別にみると「良い」と回答した地域は「海西地域」が20.6%と最も多く、「南部地域」が16.2%と続いている。
- ・「良い」と「やや良い」と回答した地域でみると「北部地域」が66.7%と最も多く、「海西地域」が66.2%と続いている。

	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	20	72	26	3	15	2	138
海西地域	28	62	22	8	13	3	136
東柏ヶ谷地域	7	30	11	6	9	1	64
国分地域	18	71	26	7	24	2	148
大谷地域	16	49	13	5	20	1	104
南部地域	24	70	21	10	23	0	148
合計	113	354	119	39	104	9	738



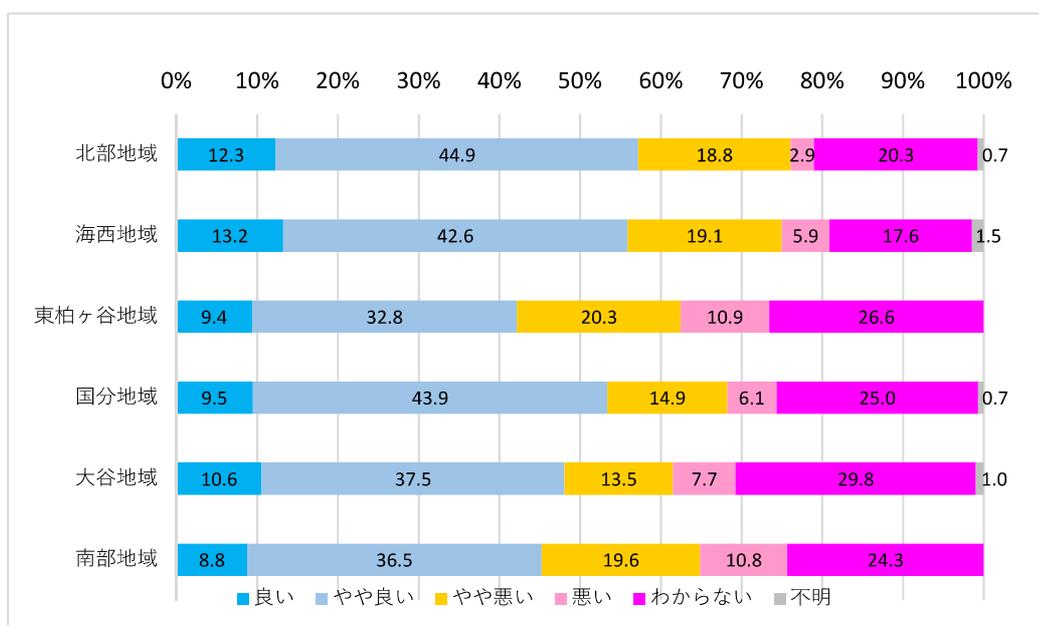
(ウ) 水や水辺とのふれあい

- ・「やや良い」が40%と最多。
- ・「良い」と「やや良い」を合わせた「良い」の合計は51%を占め、約5割の市民が良いと回答している。



- ・地域別にみると「良い」と回答した地域は「海西地域」が13.2%と最も多く、「北部地域」が12.3%と続いている。
- ・「良い」と「やや良い」と回答した地域でみると「北部地域」が57.2%と最も多く、「海西地域」が55.8%と続いている。

	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	17	62	26	4	28	1	138
海西地域	18	58	26	8	24	2	136
東柏ヶ谷地域	6	21	13	7	17	0	64
国分地域	14	65	22	9	37	1	148
大谷地域	11	39	14	8	31	1	104
南部地域	13	54	29	16	36	0	148
合計	79	299	130	52	173	5	738



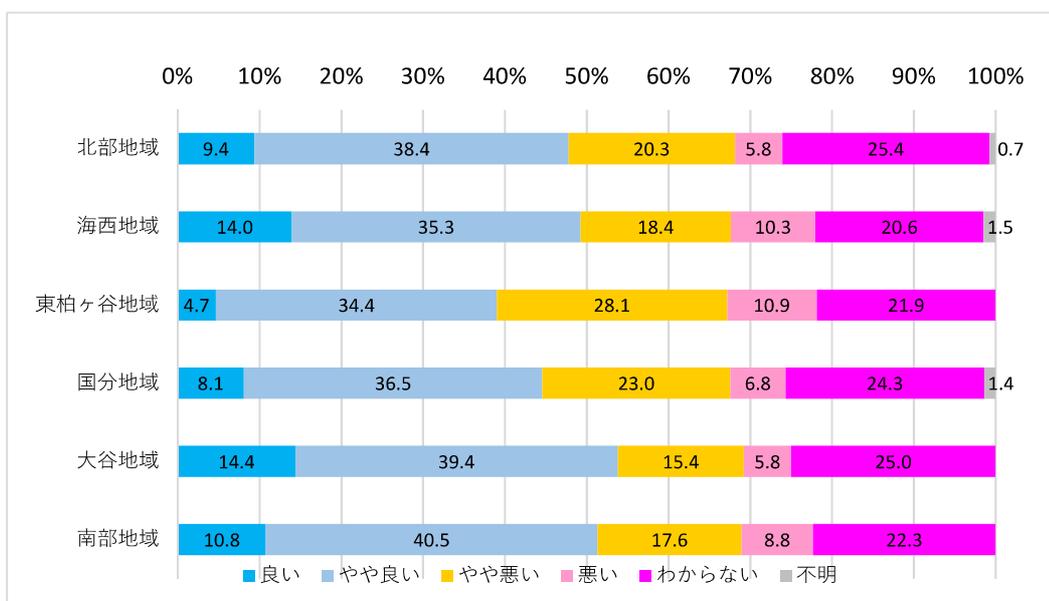
(エ) 野鳥や昆虫などの生き物とのふれあい

- ・「やや良い」が38%と最多。
- ・「良い」と「やや良い」を合わせた「良い」の合計は48%を占め、約5割の市民が良いと回答している。



- ・地域別にみると「良い」と回答した地域は「大谷地域」が14.4%と最も多く、「海西地域」が14.0%と続いている。
- ・「良い」と「やや良い」と回答した地域でみると「大谷地域」が53.8%と最も多く、「南部地域」が51.3%と続いている。

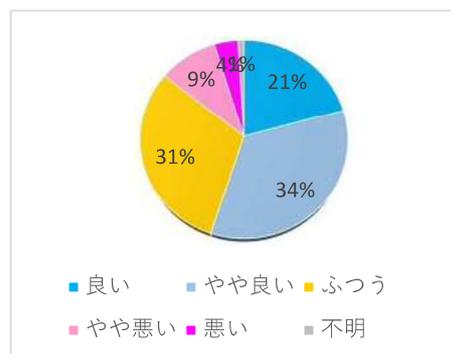
	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	13	53	28	8	35	1	138
海西地域	19	48	25	14	28	2	136
東柏ヶ谷地域	3	22	18	7	14	0	64
国分地域	12	54	34	10	36	2	148
大谷地域	15	41	16	6	26	0	104
南部地域	16	60	26	13	33	0	148
合計	78	278	147	58	172	5	738



イ 海老名市の公園や広場などについての感想

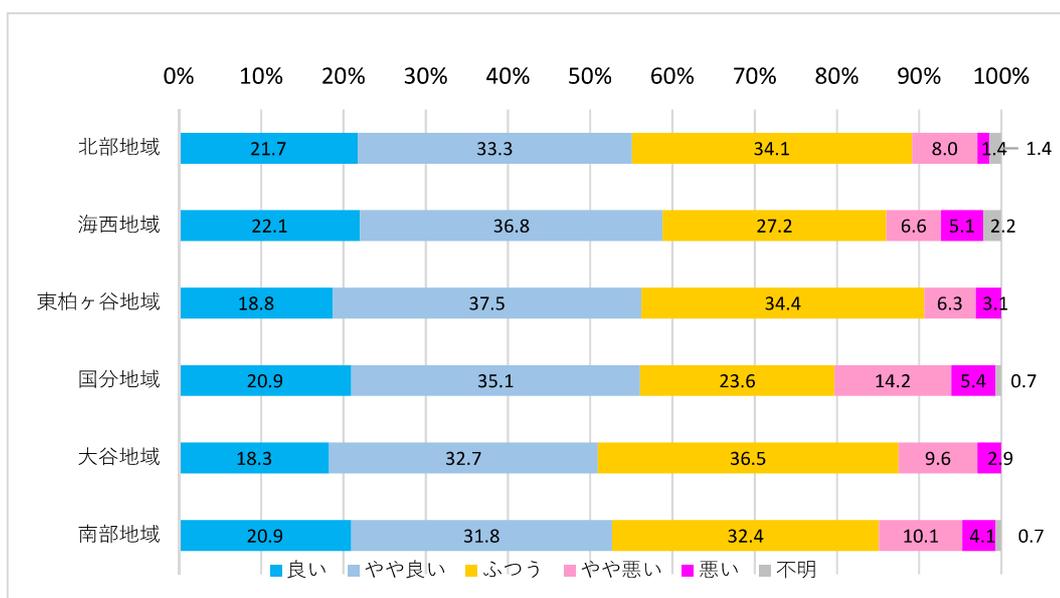
(ア) 公園や広場

- ・「やや良い」が34%と最多。
- ・「良い」と「やや良い」を合わせた「良い」の合計は55%を占め、約6割の市民が良いと回答している。



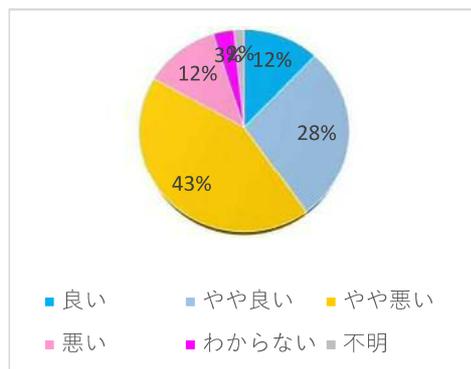
- ・地域別にみると「良い」と回答した地域は「海西地域」が22.1%と最も多く、「海西地域」が21.7%と続いている。
- ・「良い」と「やや良い」と回答した地域でみると「海西地域」が58.9%と最も多く、「東柏ヶ谷地域」が56.3%と続いている。

	良い	やや良い	ふつう	やや悪い	悪い	不明	合計
北部地域	30	46	47	11	2	2	138
海西地域	30	50	37	9	7	3	136
東柏ヶ谷地域	12	24	22	4	2	0	64
国分地域	31	52	35	21	8	1	148
大谷地域	19	34	38	10	3	0	104
南部地域	31	47	48	15	6	1	148
合計	153	253	227	70	28	7	738



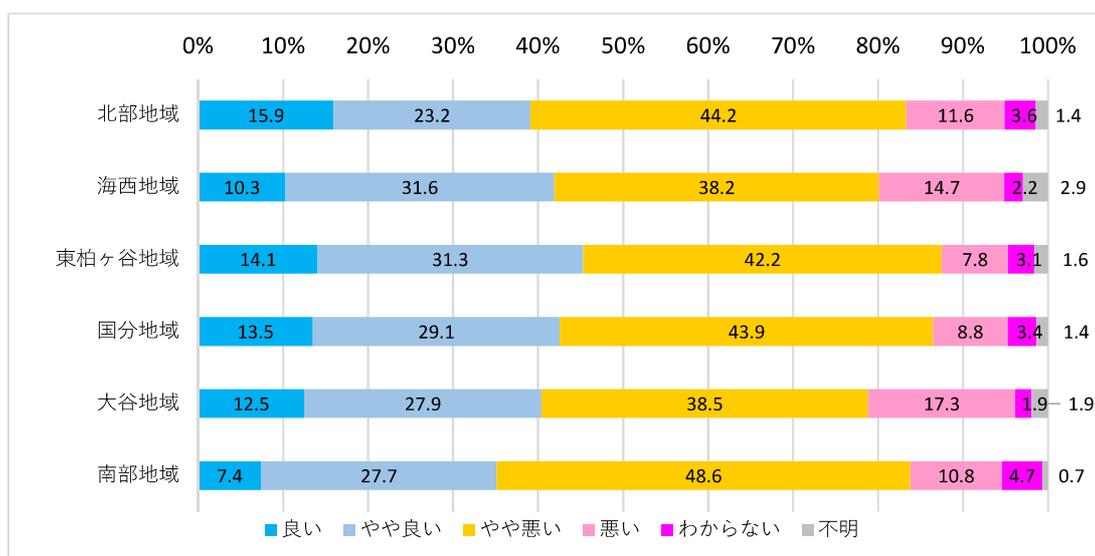
(イ) 緑地・森林

- ・「やや悪い」が43%と最多。
- ・「悪い」と「やや悪い」を合わせた「悪い」の合計は55%を占め、約6割の市民が悪いと回答している。



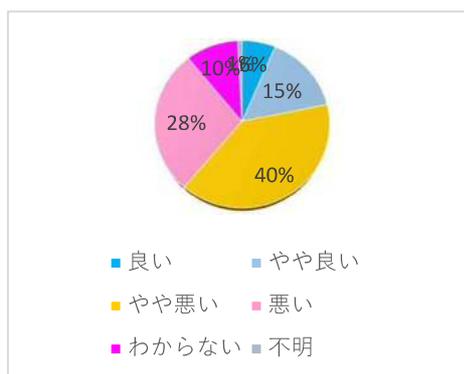
- ・地域別にみると「悪い」と回答した地域は「大谷地域」が17.3%と最も多く、「海西地域」が14.7%と続いている。
- ・「悪い」と「やや悪い」と回答した地域でみると「南部地域」が59.4%と最も多く、「北部地域」と「大谷地域」が55.8%と続いている。

	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	22	32	61	16	5	2	138
海西地域	14	43	52	20	3	4	136
東柏ヶ谷地域	9	20	27	5	2	1	64
国分地域	20	43	65	13	5	2	148
大谷地域	13	29	40	18	2	2	104
南部地域	11	41	72	16	7	1	148
合計	89	208	317	88	24	12	738



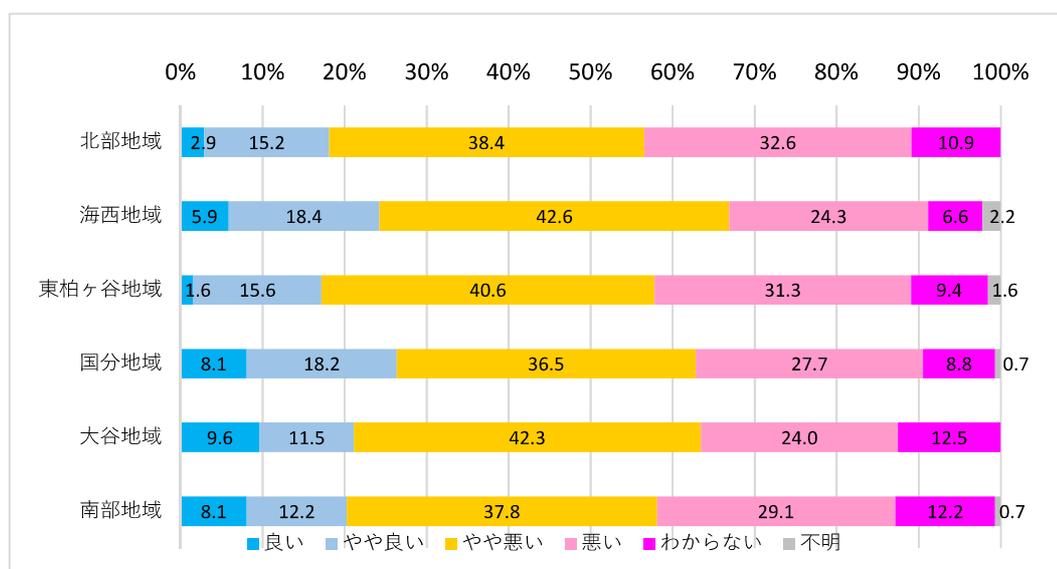
(ウ) 駅前など人が集まる場所の緑

- ・「やや悪い」が40%と最多。
- ・「悪い」と「やや悪い」を合わせた「悪い」の合計は68%を占め、約7割の市民が悪いと回答している。



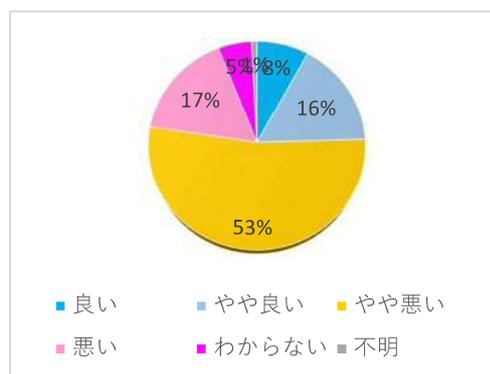
- ・地域別にみると「悪い」と回答した地域は「北部地域」が32.6%と最も多く、「東柏ヶ谷地域」が31.3%と続いている。
- ・「悪い」と「やや悪い」と回答した地域でみると「東柏ヶ谷地域」が71.9%と最も多く、「北部地域」が71%と続いている。

	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	4	21	53	45	15	0	138
海西地域	8	25	58	33	9	3	136
東柏ヶ谷地域	1	10	26	20	6	1	64
国分地域	12	27	54	41	13	1	148
大谷地域	10	12	44	25	13	0	104
南部地域	12	18	56	43	18	1	148
合計	47	113	291	207	74	6	738



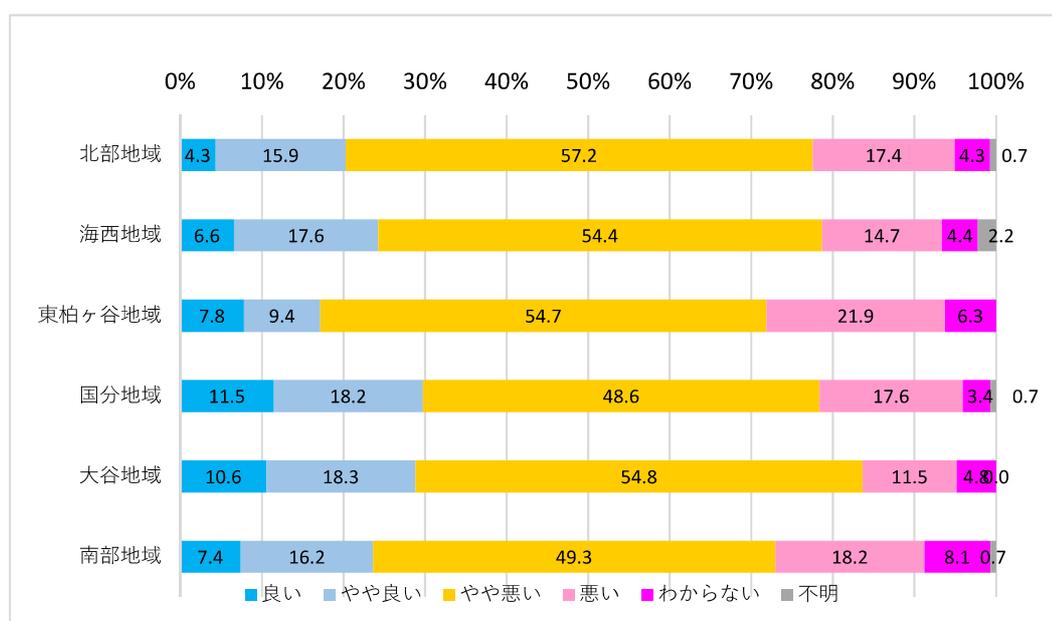
(エ) 生垣や植え込みなど住居空間の緑

- ・「やや悪い」が53%と最多。
- ・「悪い」と「やや悪い」を合わせた「悪い」の合計は70%を占め、7割の市民が悪いと回答している。



- ・地域別にみると「悪い」と回答した地域は「東柏ヶ谷地域」が21.9%と最も多く、「南部地域」が18.2%と続いている。
- ・「悪い」と「やや悪い」と回答した地域でみると「東柏ヶ谷地域」が76.6%と最も多く、「北部地域」が74.6%と続いている。

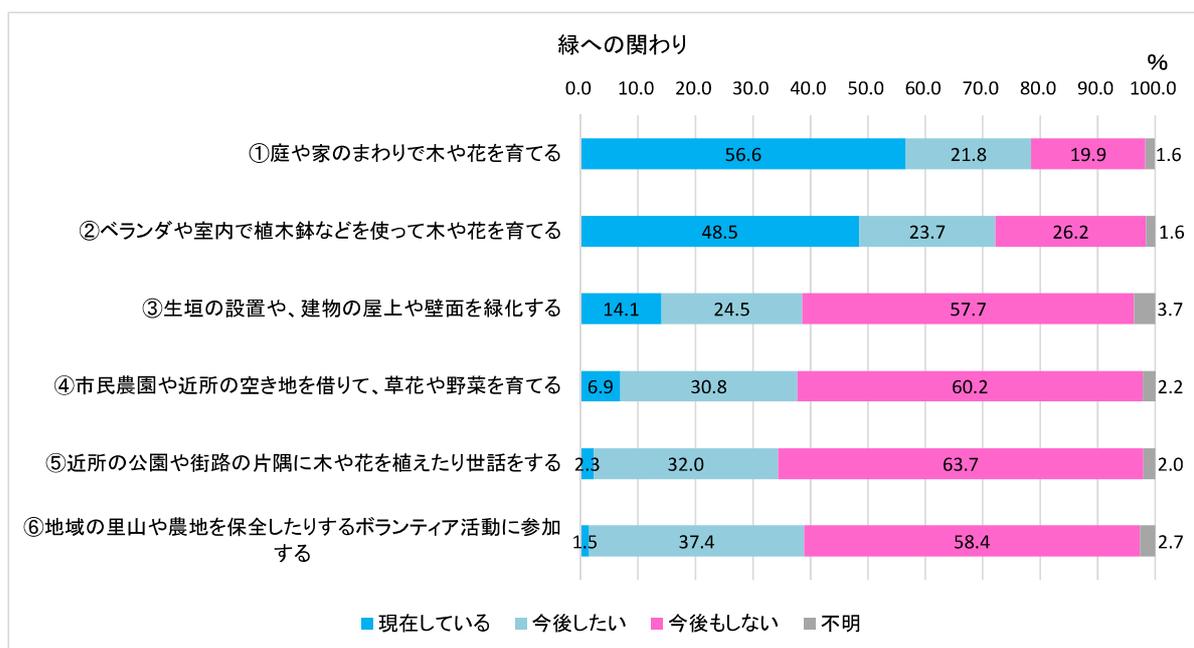
	良い	やや良い	やや悪い	悪い	わからない	不明	合計
北部地域	6	22	79	24	6	1	138
海西地域	9	24	74	20	6	3	136
東柏ヶ谷地域	5	6	35	14	4	0	64
国分地域	17	27	72	26	5	1	148
大谷地域	11	19	57	12	5	0	104
南部地域	11	24	73	27	12	1	148
合計	59	122	390	123	38	6	738



ウ 緑を育てたり増やしたりするための具体的な取り組み

- ・「現在している」は「①庭や家のまわりで木や花を育てる」が56.6%と最も多く、「②ベランダや室内で植木鉢などを使って木や花を育てる」が48.5%と続いている。
- ・「今後したい」は「⑥地域の里山や農地を保全したりするボランティア活動に参加する」が37.4%と最も多く、「⑤近隣の公園や街路の片隅に木や花を植えたり世話をする」が32%と続いている。

					(票数)
	現在している	今後したい	今後もしない	不明	合計
①庭や家のまわりで木や花を育てる	418	161	147	12	738
②ベランダや室内で植木鉢などを使って木や花を育てる	358	175	193	12	738
③生垣の設置や、建物の屋上や壁面を緑化する	104	181	426	27	738
④市民農園や近所の空き地を借りて、草花や野菜を育てる	51	227	444	16	738
⑤近所の公園や街路の片隅に木や花を植えたり世話をする	17	236	470	15	738
⑥地域の里山や農地を保全したりするボランティア活動に参加する	11	276	431	20	738



エ 緑の環境づくりを誰が主体となれば良いか

- ・「行政が主体となりながら、一部、市民・NPO等が協力する」が42%と最も多く、次いで、「行政と市民・NPOが共に責任を持ちながら分担して進める」「住民が主体となりながら、行政がバックアップして進める」となっている。

	票数	割合
1 住民が主体となって行う	14	1.9%
2 住民が主体となりながら、行政がバックアップ（支援）して進める	153	20.7%
3 行政と市民・NPOが共に責任を持ちながら分担して進める	160	21.7%
4 行政が主体となりながら、一部、市民・NPO等が協力する	310	42.0%
5 行政が主体となって行う	88	11.9%
不明	13	1.8%
合計	738	100.0%

緑の環境づくりをだれが主体となればよいか



オ 緑空間の取得や整備、維持管理に必要な費用を市民が負担することについて

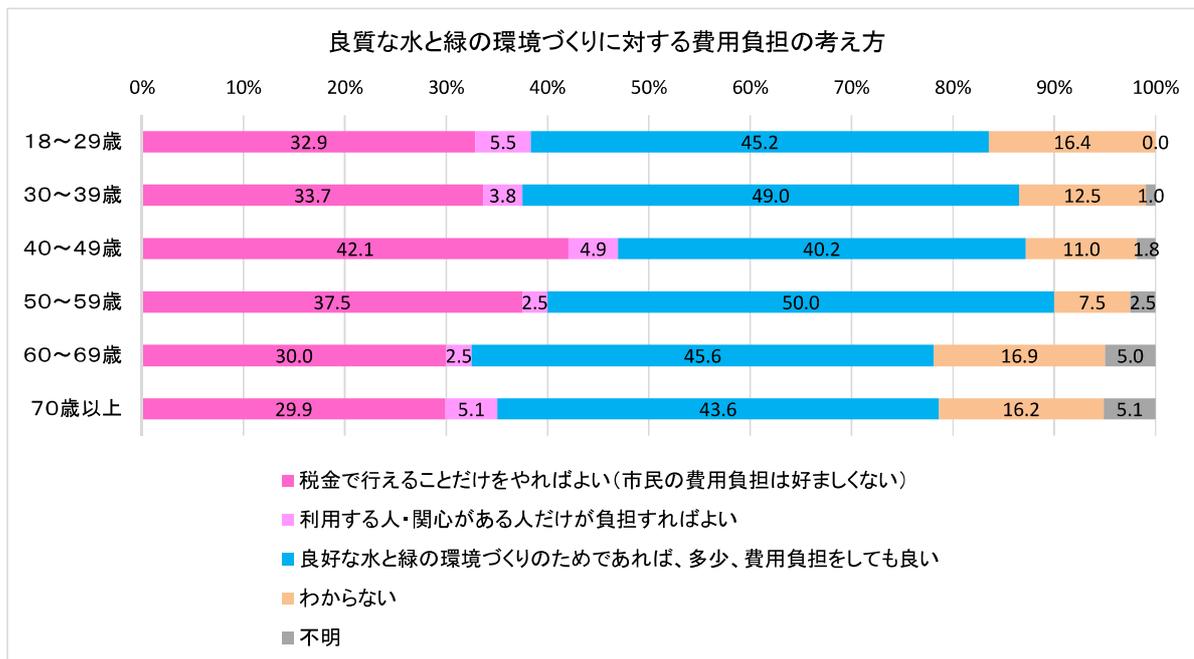
- ・「良好な水と緑の環境づくりのためであれば、多少、費用負担しても良い」が45.3%と最も多く、次いで、「税金で行えることだけをやればよい」が34.7%となっている。

	票数	割合
1 税金で行えることだけをやればよい（市民の費用負担は好ましくない）	256	34.7%
2 利用する人・関心がある人だけが負担すればよい	29	3.9%
3 良好な水と緑の環境づくりのためであれば、多少、費用負担しても良い	334	45.3%
4 わからない	98	13.3%
不明	21	2.8%
合計	738	100.0%

緑空間の取得や整備、維持管理に必要な費用を市民が負担することについて



【各年齢層】



- ・年齢層別では「40～49歳」を除く年代で「良質な水と緑の環境づくりのためであれば、多少、費用負担しても良い」が「税金で行えることだけをやらばよい」を上回っている。
- ・「40～49歳」では「税金で行えることだけをやらばよい」が最も多く、「利用する人・関心がある人だけが負担すればよい」を合わせると47%を占め、「良質な水と緑の環境づくりのためであれば、多少、費用負担しても良い」を約7%上回っている。

【具体的な金額について】

- ・「年間500円程度」が39.1%と最も多く、次いで「年間1000円程度」が36.1%となっている。



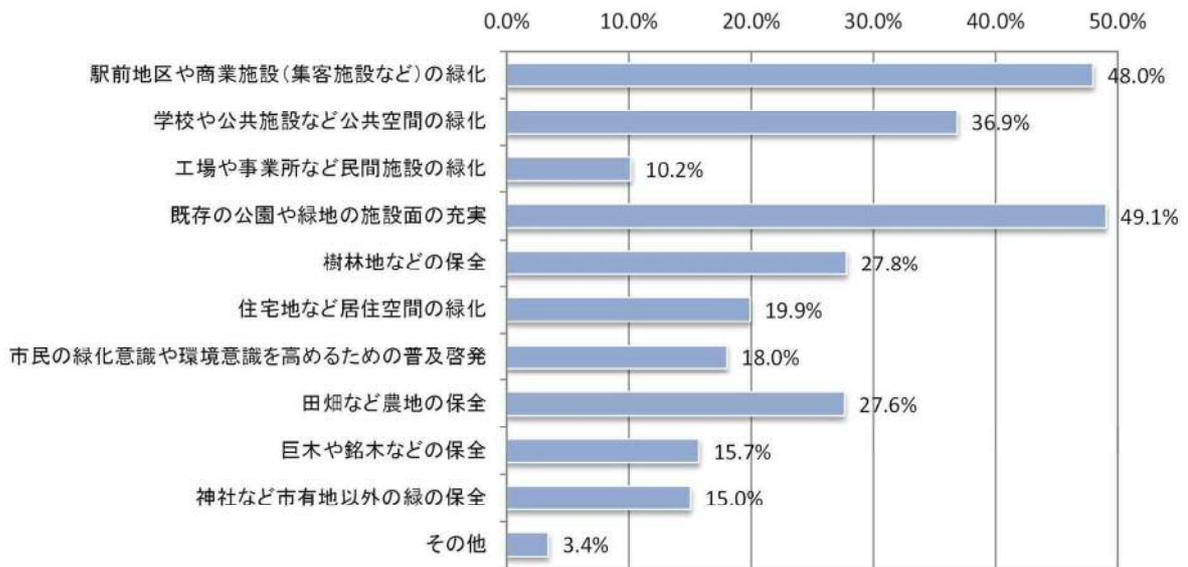
	票数	割合
1 年間100円程度	61	18.2%
2 年間500円程度	131	39.1%
3 年間1,000円程度	121	36.1%
4 その他	3	0.9%
不明	19	5.7%
合計	335	

カ 緑を守り、増やすために海老名市が重点的に進めるべき施策

- ・「既存の公園や緑地の施設面の充実」が49.1%と最も多く、「駅前地区や商業施設の緑化」が48%、「学校や公共施設など公共空間の緑化」が36.9%と続いている。

	票数	割合
1 駅前地区や商業施設（集客施設など）の緑化	354	48.0%
2 学校や公共施設など公共空間の緑化	272	36.9%
3 工場や事業所など民間施設の緑化	75	10.2%
4 既存の公園や緑地の施設面の充実	362	49.1%
5 樹林地などの保全	205	27.8%
6 住宅地など居住空間の緑化	147	19.9%
7 市民の緑化意識や環境意識を高めるための普及啓発	133	18.0%
8 田畑など農地の保全	204	27.6%
9 巨木や銘木などの保全	116	15.7%
10 神社など市有地以外の緑の保全	111	15.0%
11 その他	25	3.4%
合計	738	

緑を守り、増やすためにどのような施策を重点的に進めるべきか



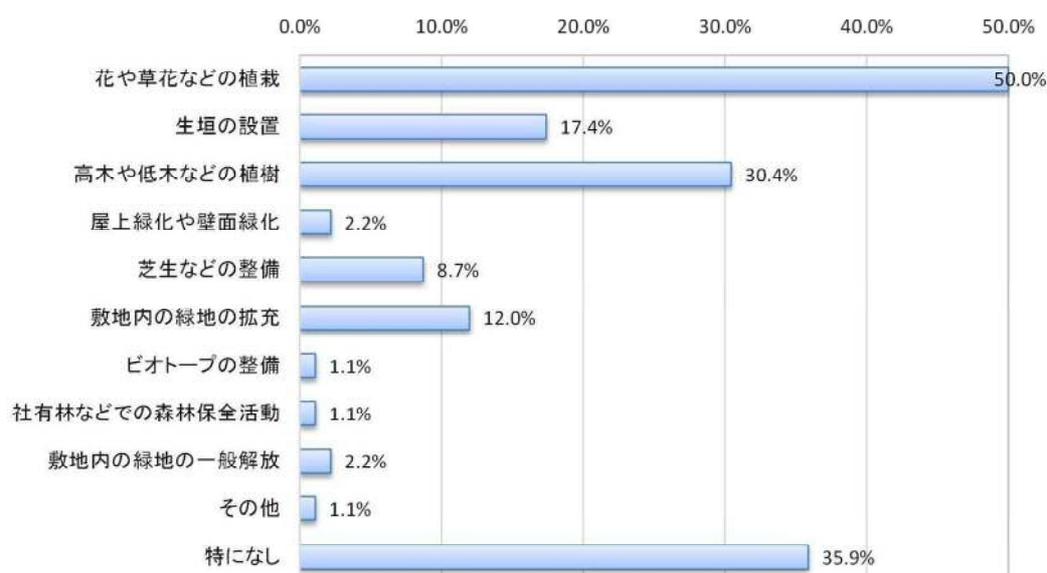
(4) 事業者アンケート調査結果の概要

ア 自社敷地内で取り組んでいる緑化推進・緑地保全活動

- ・「花や草花などの植栽」が50%と最も多く、「特になし」が35.9%、「高木や低木などの植樹」が30.4%と続いている。

	票数	割合
1 花や草花などの植栽	46	50.0%
2 生垣の設置	16	17.4%
3 高木や低木などの植樹	28	30.4%
4 屋上緑化や壁面緑化	2	2.2%
5 芝生などの整備	8	8.7%
6 敷地内の緑地の拡充	11	12.0%
7 ビオトープの整備	1	1.1%
8 社有林などでの森林保全活動	1	1.1%
9 敷地内の緑地の一般解放	2	2.2%
10 その他	1	1.1%
11 特になし	33	35.9%

敷地内で取り組まれている緑化推進・緑地保全活動について



イ 「緑」を守り増やすための負担のあり方について

- ・「公的負担や法的規制だけではなく、個人・事業者も協働して取り組んでいくべきである」が51.1%と最も多く、次いで「わからない」が19.6%となっている。

	票数	割合
1 全て個人・事業者の責任で行うべきである	4	4.3%
2 公的負担や法的規制など行政の介入は最小限度とすべきである	3	3.3%
3 公的負担や法的規制など行政の介入の強化を図っていくべきである	14	15.2%
4 公的負担や法的規制だけではなく、個人・事業者も協働して取り組んでいくべきである	47	51.1%
5 わからない	18	19.6%
不明	6	6.5%
合計	92	100.0%

「緑」を守り増やすための負担のあり方について



ウ 緑化推進・緑地保全活動に取り組むことで希望するメリットについて

・「地域の景観の向上」が43.5%と最も多く、次いで「地域住民や行政などとの良好な関係の構築」が40.2%となっている。

	票数	割合
1 税制面での優遇	26	28.3%
2 表彰制度による社会的評価の獲得	5	5.4%
3 地域住民や行政などとの良好な関係の構築	37	40.2%
4 従業員の意識の向上	24	26.1%
5 地域の景観の向上	40	43.5%
6 企業のPR	16	17.4%
7 その他	2	2.2%
8 特になし	9	9.8%

どのようなメリットがあるとよいか



エ 緑を守り、増やすために市が力を入れるべき取り組みについて

- ・「学校、道路、役所などの公共施設の緑化を推進する」が48.9%と最も多く、「緑豊かな公園を増やす」が42.4%、「緑化教育やボランティア活動の支援などを行い、市民の自主的な緑化活動を促進する」が37%と続いている。

	票数	割合
1 緑豊かな公園を増やす	39	42.4%
2 緑地を行政が買い取って保全する	18	19.6%
3 条例などで緑地の改変や樹木の伐採を規制する	14	15.2%
4 緑化教育やボランティア活動の支援などを行い、市民の自主的な緑化活動を促進する	34	37.0%
5 雑木材などの所有者が緑地を良好に維持・管理できるよう資金の助成をする	24	26.1%
6 学校、道路、役所などの公共施設の緑化を推進する	45	48.9%
7 工場、事業所などの民間施設の緑化を指導する	10	10.9%
8 田畑などの農地を保全する	16	17.4%
9 その他	2	2.2%

市がどのようなことに力を入れていくべきか



◎緑地の整備目標総括表

種別	年次				基準年 (平成29年)				中間年 (令和11年)				目標年 (令和21年)							
	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域					
	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人		
施設緑地	街区公園	46	11.73	0.95	49	12.03	0.91	59	13.12	1.04	62	13.42	1.00	62	15.05	1.25	64	15.24	1.19	
	住区基幹公園	4	7.63	0.62	5	9.92	0.75	5	8.62	0.68	6	11.29	0.84	6	9.62	0.80	7	17.42	1.36	
	地区公園	-	-	-	-	-	-	-	1	3.70	0.28	-	-	-	-	-	2	8.30	0.65	
	都市基幹公園	1	17.47	1.42	1	17.47	1.33	1	17.52	1.39	1	17.52	1.31	1	17.52	1.46	1	17.52	1.37	
	運動公園	51	36.83	2.99	55	39.42	3.00	65	39.26	3.12	70	45.93	3.43	69	42.19	3.52	74	58.48	4.57	
	風致公園	1	1.23	0.10	1	1.23	0.09	1	1.23	0.10	1	1.23	0.09	1	1.23	0.10	1	1.23	0.10	
	動植物園	-	-	-	-	-	-	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	6	6.02	0.47	
	歴史公園	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	3	0.88	0.07	
	墓園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施設緑地	広場公園	2	0.24	0.02	2	0.24	0.02	3	0.32	0.03	3	0.32	0.02	3	0.32	0.03	3	0.32	0.03	
	広域公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	都市緑地	9	8.40	0.68	11	18.70	1.42	9	8.40	0.67	11	18.70	1.40	9	8.40	1.54	54	28.79	2.25	
	緑道	2	0.54	0.04	3	0.96	0.07	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	3	0.74	0.06	4	1.16	0.09	
	都市林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	国の設置によるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	都市公園 計	68	48.12	3.90	75	61.43	4.67	84	50.83	4.03	92	68.22	5.09	134	68.99	5.75	142	96.00	7.50	
	公共施設緑地	115	26.67	2.16	160	61.91	4.70	111	33.97	2.70	157	70.27	5.24	109	63.18	5.27	155	94.51	7.38	
	都市公園等 計	183	74.79	6.06	235	123.34	9.37	195	84.80	6.73	249	138.49	10.34	243	132.17	11.01	297	190.51	14.88	
地域制緑地等	民間施設緑地	43	16.86	1.37	54	20.16	1.53	43	16.86	1.34	54	20.16	1.50	43	16.86	1.41	54	20.16	1.58	
	施設緑地 計	226	91.65	7.43	289	143.50	10.90	238	101.66	8.07	303	158.65	11.84	286	149.03	12.42	351	210.67	16.46	
	特別緑地保全地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	風致地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	生産緑地地区	198	25.50	2.07	198	25.50	1.94	25.43	2.02	25.43	1.90	25.43	2.12	25.43	2.12	25.43	2.12	25.43	1.99	
	その他の法によるもの	5	6.62	0.54	8	304.96	23.17	7.11	0.56	305.45	22.79	2.50	0.21	2.50	0.21	300.84	23.50	300.84	23.50	
	法によるもの 計	203	32.12	2.60	206	330.46	25.11	0	32.54	2.58	0	330.88	24.69	0	27.93	2.33	0	326.27	25.49	
	緑地協定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	条例等によるもの	96	16.07	1.30	150	27.51	2.09	11.04	0.88	3.46	22.68	1.69	8.77	0.73	3.06	17.20	1.34	3.06	17.20	1.34
	小計	299	48.19	3.91	356	357.97	27.20	0	43.58	3.46	0	353.56	26.39	0	36.70	3.06	0	343.47	26.83	
地域制緑地間の重複	299	48.19	3.91	356	357.97	27.20	0	43.58	3.46	0	353.56	26.39	0	36.70	3.06	0	343.47	26.83		
施設緑地・地域制緑地間の重複	299	48.19	3.91	356	357.97	27.20	0	43.58	3.46	0	353.56	26.39	0	36.70	3.06	0	343.47	26.83		
緑地 総計	525	139.84	11.34	641	492.74	37.44	238	145.24	11.53	299	503.48	37.57	286	185.73	15.48	347	545.41	42.61		
人口 (人)	123,366		131,609	126,000		134,000	126,000		140,000	126,000		134,000	120,000		148,000	128,000				
面積(ha)	1,440		2,659	1,440		2,659	1,440		2,659	1,440		2,659	1,480		2,659	1,480				
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合		9.71 %	市街化区域面積に対する割合		10.09 %	市街化区域面積に対する割合		10.09 %	市街化区域面積に対する割合		12.55 %	市街化区域面積に対する割合		12.55 %	市街化区域面積に対する割合				
都市公園の目標水準	都市計画区域面積に対する割合		18.53 %	都市計画区域面積に対する割合		18.93 %	都市計画区域面積に対する割合		18.93 %	都市計画区域面積に対する割合		20.51 %	都市計画区域面積に対する割合		20.51 %	都市計画区域面積に対する割合				
(住民一人当たりの目標水準)	都市公園		4.67 ㎡/人	都市公園		4.67 ㎡/人	都市公園		5.09 ㎡/人	都市公園		5.09 ㎡/人	都市公園		7.50 ㎡/人	都市公園				
	都市公園等		9.37 ㎡/人	都市公園等		9.37 ㎡/人	都市公園等		10.34 ㎡/人	都市公園等		10.34 ㎡/人	都市公園等		14.88 ㎡/人	都市公園等				

85.7

87.5

81.1

※面積は下二桁で四捨五入済

※中間年、目標年の都市計画区域の人口(赤字)は、「海老名市人口ビジョン(平成28(2016)年2月)」の海老名市の2030年、2040年人口を引用

※中間年、目標年の市街化区域の人口(緑字)は、基準年の市街化区域人口と都市計画区域人口の比率を参考に按分

※令和21年の市街化区域面積は、海老名市立地適正化計画(H31.3)を参考に設定した

用語集

あ行

一般保留区域

増加する人口等が市街化区域内に収容できない場合、市街化調整区域内に市街化区域への編入を保留する区域等として設定された区域で、人口等の枠（フレーム）を示す。

運動公園

市民が運動に利用することを目的とする公園で面積は15～75ha程度の公園。

オープンスペース

都市や敷地内で建物が建っていない土地のこと。

か行

街区公園

主として公園から250mの範囲に居住する者の利用を目的とする面積0.1haを標準として設置した公園のこと。

近隣公園

主として公園から500mの範囲に居住する者の利用を目的とする面積2haを標準として設置した公園のこと。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。

公募設置管理制度

公園利用者の利便の向上に資する売店等の施設の設置と、その施設による収益を活用し、その周辺の園路、広場などの整備を一体的に行う、民間事業者などを選定する制度。

さ行

市街化区域

都市計画法で指定される都市計画区域のことで、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。

市街化調整区域

都市計画法で指定される都市計画区域のことで、市街化を抑制すべき区域とされている。

施設緑地

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の総称のこと。

指定管理者制度

公共施設の管理に民間の能力を活用し、「市民サービスの向上」、「経費の節減等を図る」ことを目的に、公園（公共施設）の管理運営を行う、民間事業者などを指定する制度。

児童遊園

主として公園の近くに居住する者の利用を目的とする面積0.1ha未満の公園のこと。

住区基幹公園

公園周辺の居住者の利用を主な目的とする公園である街区公園、近隣公園、地区公園の総称。

生産緑地制度

良好な都市環境を確保するため、都市に残る農地の計画的な保全を図る制度のこと。市街化区域内の農地が対象で、市町村が都市計画により区域を定めることで、開発等の行為が制限される。

生物多様性	生物に関する多様性を示す概念で、生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し「生物系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（種内）の多様性」から構成されている。
総合公園	市民が休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする面積10～50ha程度の公園のこと。
た行	
地域制緑地	法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地のこと。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする面積4haを標準として設置した公園のこと。
特殊公園	風致公園と歴史公園の総称のこと。
都市公園	都市公園法第2条に定められている公園で、海老名市においては基幹公園、特殊公園、広場公園、都市緑地、緑道を都市公園として設置している。
都市基幹公園	市内に居住する者の利用を主な目的とする公園である総合公園と運動公園の総称。
都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地のこと。
は行	
風致公園	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する公園のこと
ビオトープ	地域の野生の生きものが生息・生育する場所のこと。人工的に造った池だけでなく身近な森林や河川、農地などもビオトープに含まれ、生物の移動経路が確保できるようなビオトープネットワークの形成が重要とされている。
ヒートアイランド現象	経済活動や宅地化など都市的土地利用の増加により、都市部において気温が上昇する現象のことで、等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから「ヒートアイランド(熱の島)」と呼ばれている。
ま行	
民間施設緑地	民有地で公園や緑地に準じる機能を持つ緑地のこと。社寺境内地など。
緑（みどり）	樹木や草花など生物の生息に必要な植物そのものと、市民の生活を豊かにする緑（公園・広場、街路樹、農地、樹林地、河川・湖沼など）の空間のこと。
みどり率	樹林や農地などの緑被地に、公園の緑被以外の場所や水面などのオープンスペースを加えた地域面積が占める割合のこと。

ら行	
ランドマーク	地域の景観を特徴づける目印のこと。
緑地	樹林地、草地、水辺地、岩石地などの土地が、単独若しくは一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、「緑地」は都市公園や公共施設などの「施設緑地」と、一定の区域を指定して確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。
緑被地	植物の緑で被覆された状態、自然的環境状態にある土地のこと。
緑被率	樹林や農地などの緑被地が、地域面積に占める割合のこと。
歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産（復元や展示を含む）や歴史的意義がある公園のある公園。
アルファベット	
SDGs (エスディーゼーズ)	平成27(2015)年、国連総会において、令和12(2030)年までの国際社会共通の目標として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のこと。17のゴールと169のターゲットから構成されている。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を意味し、品質向上のための体系的な考え方。計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、取組結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を見直し(Action)、元の計画に反映させていくことで、らせん状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

海老名市緑の基本計画

発行：令和2年3月

編集：海老名市まちづくり部住宅公園課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

TEL 046-235-9489

ホームページ <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>